

佐藤博幸委員長

ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。

本日は、本委員会の法的助言者であります、藤井正寿弁護士にご出席をいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者はありません。

出席数は定足数に達しております。

ここで、本委員会の傍聴の申し出がありましたので、既に入室されておりますので、ご了承願います。

なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長においてこれを許可しておりますのでご了承願います。傍聴の方々に申し上げます。委員会審議の妨げとならぬよう、私語等は慎んでください。

次に、傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。携帯電話、その他電子機器類の電源を切るようにお願いいたします。

初めに、報告に入ります。記録の提出請求の提出状況について報告します。

前回の委員会で決定いたしました記録の提出請求につきましては、10月3日付で、議長から皆川市長宛に記録提出請求書を送付していただき、去る11日に記録の提出を受けております。記録の写しにつきましては、委員の皆さんに事前にお手元に配付しましたので、確認をお願いします。

協議に入ります。初めに、「パワハラ疑惑に関する調査について」を議題とします。

協議の1 (1)今後の調査の進め方についてを議題とします。

(「すいません。委員長」と言う者あり。)

少々お待ちください。今、ちょっと、それ、お伝えしてからにしたいと思います。

前回の委員会で、当該調査事項を第三者に調査させることが可能かどうか確認するよう、事務局へ指示いたしました。事務局がまとめた資料は、事前にメールで委員の皆さんに送付いたしました。

事前にメールをした理由としては、当該調査事項を学識経験者に調査させるかどうかの方針を定め、今後の議事運営を円滑に進めるため、各委員が事前に見解をまとめていただくことをお願いし、本日の委員会で取り扱いを決定したい旨、お知らせしております。

資料につきましては、事務局からの説明を求めます。

佐藤博幸委員長

はい、事務局主幹

事務局主幹

はい、それでは、事前にお配りしましたし、紙でも配りしました、学識経験者への調整依頼についてご説明申し上げます。

説明の前に、誠に申し訳ありませんが、訂正箇所がございましたので申し上げます。

1ページの質問、地方公共団体の執行機関とございますけど、ここが議会の誤りでございます。申し訳ございませんでした。それから3ページ、法100条の2の活用事例、一番上の欄の調査期間の期間の漢字が間違っておりました。申し訳ございませんでした。あと、市議会名のところの一番下、これ、兵庫県となっておりますけれども、これ、長崎県の誤りでございます。以上3か所でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、資料に基づいて説明いたします。

前回の委員会で、まず、この学識経験者の知見を生かした活用ができないかというご質問を受けまして、再度調べたものをまとめたものでございます。最初に話が出ました、第三者委員会の設置というものでございますけれども、まず、質問としては、地方公共団体の議会は、この法律に基づいて、第三者委員会を設置できるかということをお聞きしております。

聞いたところは、廣瀬和彦氏。この方は、元全国市議会議長会、法政参事をお務めの方でございます。もう一つが、全国市議会議長会、あとこの委員会の法的助言者であります藤井先生、この三者から、質問、2項目ございますけども聞き取りをしておるものでございます。

この第三者委員会の議会の設置につきましては、廣瀬さん、それと、全国市議会議長会とも、議会は第三者委員会を設置できないという回答をいただいております。

藤井先生からは、当該条文について、執行機関に議会が含まれていないのであれば、議会は附属機関を設置できないのではないかという見解をいただいております。

続きまして、この委員会の設置の委任されている100条とですね、この100条の2の関係についてでございます。地方自治法を調べますと、100条の2というところで、「地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる」というふうにございました。そこで、質問といたしましては、この百条委員会で、調査事項、このパワハラに関するなどを調査中でございますが、この調査中に地方自治法の100条の2、ただいま申し上げました条項を使って、パワハラの疑惑に関するなどを、学識経験者に調査を委任することが可能かというふうに確認しております。その回答が次のページでございます。

まず廣瀬さんのほうからですね、百条委員会の判断で、法100条の2を活用しなくても、パワハラの認定の認否をすることができる

ということで、その例としまして、類似例としてここにもありますけれども、香川県の丸亀市議会、もう一つが兵庫県の姫路市議会、これいずれも市議の不当要求問題が事例のようでしたけれども、それぞれの百条委員会で、委員会の判断で認定した事例でございます。それで、この百条委員会の調査項目事項を調査中にですね、100条の2の適用は可能であるというふうに見解をいただいております。

じゃあどのように進めるのかといいますと、実務的には百条委員会での調査は一旦保留をしまして、議会の議決により、この議決内容は、議案には、調査の対象項目、期間、調査を求める相手方の氏名や名称、こういったものを決定していただいた上で、議会に諮るものでございます。それが御可決いただきますと、その学識経験者に調査させるものであり、調査内容を踏まえて、最終的には、百条委員会が判断することになるという回答をいただいております。全国市議会議長会のほうも、鍵括弧の部分、同じような見解がございました。

藤井先生のほうからは、パワハラの認定は学識経験者しかできないものではなく、官民間わず、学識経験者に頼らずともパワハラの認定の実態があるので、本委員会の考え方によってパワハラの認定ができるのではないかというふうにいただいております。それが趣旨の概要でございます。

続きまして、3ページに移りまして、この活用事例ですけれども、これ、出典が総務省の地方月報、これ数年おきに国でまとめたものでございますけども、この100条の2を活用したもので、調査を求める相手方が、大学の機関とか大学教授、弁護士、このような者をしたものについてピックアップしたものでございます。議会の内部的なもの、議会基本条例や議員定数、政治倫理条例に関するものなどがございますし、また、一般的な政策に関わるものも、調査の事項として挙げて活用している例があるものでございます。

続きまして、この百条委員会で、100条の2を活用決定後に想定される、主な流れ及び課題でございます。委員会で100条の2を活用して決定した後につきましては、この百条委員会で、この議案となる内容を固める必要がございますので、特に、どなたに、学識経験者のどなたに頼むのかということに時間を要するのではないかと考えております。その際、依頼する人数や職種の決定をしていただきますし、その先方に依頼する際には、調査方法の確認、現在のアンケートを活用するのかどうかとか、そういうことも、どういうふうに依頼するかということも、なるものと考えております。

そのような、委員会で主な内容が整いますと、個別に候補となつた方々に当たっていくものと思われます。その次としましては、内容が固まりますと、委員会の方でこういう議案の内容かということで確認

した上で、調査を一旦保留するものになることを確認するものでございます。あと最後のページなりますと、あとは、3番以降、議会の議決、依頼先との契約、学識経験者が調査、あと、調査報告書の完成。それで、この百条委員会が調査報告書をもとに結論を出すようになるものと考えております。

課題といたしまして、先ほども若干申し上げましたけれども、学識経験者の選定にはかなり時間を要するものではないのか。また学識経験者に頼むことによって、調査期間、また調査費用が、期間が伸びたり、費用がより増えることが考えられます。そうすることによる市民感情等も、一定の方は、この費用がかかることとか、調査期間が延長することに対しては、否定的なお考えもあるのではないかというふうに考えております。資料の説明は以上でございます。

佐藤博幸委員長

はい、次に、草島委員からは、この協議題を協議するにあたり、資料の配付の申し出があり、委員長においてこれを許可しておりますのでご了承願います。

事務局から委員に対しまして資料を配付させます。

はい、それでは、委員の皆さんからご意見ございませんか。はい、草島委員

草島進一委員

すいません。今、行おうとしている議論の前にですね、前回の委員会での宿題に対しての御見解を伺えないでしょうか。

要するに、新聞報道、社説で、違法な尋問ではないかという指摘に対して、廣瀬さんが誘導尋問に該当する恐れが高いと言った点などがあったわけですけれども、そこについての見解を、前回も求めたわけですが、具体的な法的根拠を示しての見解をお伺いしたいということで、前回、宿題のようにして、質問しているわけなんですけども、全体のことについて、報道もこの後に、またもう一つの報道でもありましたし、流れにとって大変重要なことではないかと思いますので、それに対する見解を伺いしてからではダメでしょうか、ということです。

佐藤博幸委員長

ああ、そうですか。ただいまの草島委員からの発言につきましては、私も調査をするということで、認識をしておりましたし、ただいま、その一部も報告をさせていただいたと、認識でいます。

これから1番の協議題についての協議の後に、「その他」で承りたいというふうに考えております。はい。よろしいでしょうか。はい、後ほど、じやあ伺います。はい。

はい、それでは、委員の皆さんから、ただいまの、今後の進め方についてご意見を賜りたいと思います。草島委員

草島進一委員

すいません。私の方から、野洲市の答申書を、今後の協議についての資料として共有をさせていただきました。30ページもあったんで、事前に配付して欲しい旨、事務局にもお伝えをしたんですが、今日の

配付になったんで、若干だけ説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目、3番に、本委員会の役割及び独立性というのが書かれておりまして、ここに、公正かつ中立の立場で、調査・審議などを行い、云々ありますが、ここは大変重要なことだと思います。

それから2ページになりますが、本委員会の調査対象というふうにありますと、この下から6行目あたりで、7行目で、いわゆるパワーハラスメントの疑いがある言動を申告した。そして、総務部職員が職員P及びQより事実の聴取を行っている。申告があって、ということだということを加えたいと思います。

全体を見ていただきたいんですが、まずパワハラの疑惑となる言論の特定というのが行われて、この場合では、例えば、具体的なボールペンを叩きつけたとか、「ええ加減にせえよ」とか、「ちゃんと言ったやろ」とか、そういう具体的な言動の特定が行われております。当事者の訴えを確認し、そしてそこからは事情聴取もそうですし、事実確認、そして認定に至るまで、第三者機関に委ねているということです。合計、このお二人の調査に至って、合計7回、12人にヒアリングを行っているということです。

事実確認の聴取の段階から、専門家が特定しておりまして、どの対象者まで話を聞くべきかとか、誰に聞けば事実確認ができるのか、この職員に聞けばいいとか、この職員に聞かなくてもいいとか、その判断というのは、恣意的になる可能性もあることから、その聴取する方の特定や選別も専門委員会で判断しているということでした。

流れ的には、パワハラ疑いの言動の特定、いつ、どこで、今回は、市長のどんな言動がその疑いに当たるのか。そして第2に、それが事実かどうかの事実確認、そして、第3にそれがパワハラに当たるのかという認定という内容かと思います。

私はこの全容を見る中で、初めの言動の特定、誰に聞けば事実確認できるかという点から、我々が行うと、初めの言動の特定とか、誰に聞けばいいかとか、どのような手法で事実確認を行うかなどの点から、恣意的に行われる可能性があるんじゃないかというふうに思います。なので、私としてはあくまでこのパワハラの認定というのは、科学的・客観的・中立的に行わなければならないものと思いますし、そこに恣意的な要素が絡んではいけないと、この野洲市の事例っていうのは非常に参考になるのではないかというふうに思います。

そういう意味でも専門家に委ねるべきというふうに考えております。一つ、私のほうから、これ弁護士さんにお伺いしたいんですが、質問よろしいでしょうか。

佐藤博幸委員長
草島進一委員

あの、どのことについてですか。法的助言者にお伺いしたいのは、説明資料の中の、官民間わず、学識経験者に頼らずとも、パワハラ

	<p>の認定を行っている実態があるので、という見解を示されていますけれども、その実態とはどのような実態なのかを示していただけますでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>それでは、法的助言者、これお願ひできますか。</p>
法的助言者	<p>はい。実態ということで、官民で民の方でいうと、例えば一般の民間企業の労使の中で、例えば労の方が従業員のパワハラを受けたというような事例があったときに、それを使用者のほうに、上司とかにも申告して、最終的に使うほう、雇用者のほうで、処分の前提として、パワハラの存否を調査して、認定するっていうことはあるのかなということで民というふうに入れました。</p> <p>官の方は、これはこの実態ということで百条委員会、例えば香川県の丸亀市だとか、大阪府の池田市の百条委員会でパワハラの事実を認定している実態があるので、これを官の実態という意味で書きました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。よろしいでしょうか。はい。草島委員</p>
草島進一委員	<p>はい。今、申されたその官の方の実態というのが参考になるかもしれないとは思うんですが、例えば丸亀市の場合は、副市長が市議会議員の不当要求、パワハラについて内部告発するところから始まっています。市は当初、その議員の行為というのが不当要求の恐れとしていたんですけども、市の審査会の答申を踏まえて、不当要求行為に当たると認定して、その後で百条委員会が開かれて認定をしているということでした。</p> <p>姫路市の場合は、これも議員の不当要求行為の疑いがある事案が2件ありますし、これも姫路市職員倫理審査会で取り扱うべき旨というのを市長に答申して、市長がこの2つの事案を不当要求行為に該当するものとしています。</p> <p>池田市の場合は、サウナの問題があって、サウナのタオルを職員に洗わせていたと、そういう事件がありますし、そういう事件を元にパワハラがほかにもあったんじゃないかというようなことで認定されているようです。</p> <p>言ってみればどれも事実の認定がしやすいって言つたらいいかそういうことであるし、言わば分かりやすい案件かなというふうに思いました。ただ、この議会の調査書を見てみると、ちょっと疑問を持つところもあってですね、果たしてこれいい先例と言えるのかと私自体は疑問を持ちました。うちの場合は、不当要求などの告発も事件もなんもなしに立ち上がっているんですよね。立ち上げ時点から私たちは不当な立ち上げじゃないかという話もしてきました。そういうことを踏まえてですね、きっちり考えていかなきやいけないと思うんですけれども、ここの場合は、ほかの自治体の事例とは全然違うと思うんですがその辺の見解をお伺いできますか。</p>

佐藤博幸委員長 法的助言者	<p>それは法的助言者に対してですか。先生、よろしいですか。</p> <p>法律、法律というか学識経験者だとか、法律の専門家とかに例えれば第三者委員会っていうことで判断をしてもらうってなると、精緻な事実認定はできると思うんですよ、一般的に。評価もしっかり正確にやってもらえるところはあるので、私個人的、あくまで個人的なんんですけど、そういう、なんだろう。別の専門機関に1回判断をしてもらうということを否定するっていうのはないですね、そこは。</p> <p>なので、最終的にそこ百条委員会の先生方で決めていただくことになるのかなと思うんですけど。うん。ただ、さっき事務局の方が言っていたような時間がかかったりとか、費用的な問題がかかったりとか、そういう問題あるんでしょうけど、きっちりなんていうんですかね、市民の方が納得するような、事実認定をして結論を出すという意味では、学識経験者に1回下駄を預けるっていうのもありなのかなと思います。そこは最終的に議論の結果、判断していただくしかないんですけど。はい。</p>
佐藤博幸委員長	はい。草島委員にお伺いします。最終的に野洲市の事例だと他市の事例ご紹介ありました。最終的に、今後の進め方として、草島委員はどのような形で進めたほうがいいというお考えですか、ご意見。
草島進一委員	私は、このパワハラ認定っていうのは、科学的・公正・中立な形で行われなければいけないことなので、例えば前回の議論のように、多数決で決めるとかそういうことはあっちゃいけない案件だと思っています。また、事実認定、その前の事実確認する聴取というところも含めて、恣意的な要素が絡んではいけないということも踏まえると、第三者委員会にきちんと委ねて調査をしてもらうべきだと思っています。
佐藤博幸委員長	はい。それでは第三者委員会を設置するというお考えだということでおろしいですか。そこで調査をしてもらうということで確認の意味なんですがよろしいですか、そういうご意見だということ。草島委員
草島進一委員	はい、そうですね。もう1点事務局にもちよっと確認したいんですけども先ほどの見解でしたけど、要は地方自治法ではだめだけど、100条の2を法的根拠として、複数の専門家の言わば合議体、第三者委員会というような形で諮問する委員会を立ち上げて、百条委員会として依頼することは法的に可能だという解釈でよろしいかちょっとそれだけ確認をしたいと思います。
佐藤博幸委員長	今のご質問は、100条の2を使っての設置が可能かどうかということですね。はい。じゃあ事務局のほうでお答えできますか。
事務局主幹	はい、事務局主幹
事務局主幹	法律のほうは、学識経験者に調査させることができるとしか書いてございませんので、そのやり方、そといったものは委員会でご議論い

ただいて、委員会のお考えを示した上で、そういう先方の当たるところにやるしかないのかなということで。別に何ていうんですか合議体がだめだとか、いいっていうそういう規制がございませんので、それは委員会のお考えになるものかと考えております。

佐藤博幸委員長

はい。ということでおろしいですか。

はい。ただいまの草島委員のご意見、そしてまた今後の進め方についてのご意見がございました。このことについて、ほかの委員の方のご意見をお願いします。はい、尾形委員

尾形昌彦委員

はい。まず市議会の第三者委員会の設置については調査結果のとおり、議会としては第三者委員会を設置できないということあります。野洲市もですね、経過を見ると市長が設置をして、それで第三者委員会を立ち上げてこのような答申書を出しているという状況でありますので、まず市議会としての第三者委員会の設置については当然選択肢から除いてよろしいのかというふうに思います。

あと地方自治法100条と100条の2の関係については、廣瀬先生、それから藤井弁護士も、百条委員会の判断で、2を活用しなくてもパワハラの認定の認否をすることができるということになっておりますし、表現は違えどパワハラの認定を行うことが百条にできないということではないという話であります。

先ほど池田市の事例もありました。アンケートをとって、それから6人の職員に秘密会で尋問をして、そのあと専門家に特にその意見を求めるというようなところもなく、その事実を基に百条委員会の中で認定しているという事実がありますので、私としては時間的なものを含めまして、このまま百条委員会の中でこれから進める尋問等を通じて、事実を明らかにした上で、この委員会の中で認定の判断ができるのではないかというふうに考えます。以上です。

佐藤博幸委員長

はい。また今、尾形委員からのご意見もございました。2つのご意見が出ましたので、ほかの委員の方のお考えをお聞きしたいと思います。はい、秋葉委員

秋葉雄委員

まず、この百条委員会で、というか議会として第三者委員会、名称をきちんと特定すると、第三者委員会ってつくれないというのが結論ですよね。もしやるんであれば当局が、当局として、

(何事か言う者あり。)

百条委員会としてはできない。ただし、100条の2っていうのがあるということになると、100条の2を使って百条委員会として、そこにある意味の、委託機関のようなものを設置してやるっちゅうことは可能であるということなので、私は100条の2を使うっていうことが適當なのかどうなかつていうことをね、もう1回ちょっと考えなきゃいけないと。ただし、今事務局から説明があったように、人

選をすること自体が大変困難であると。

それから、特定をして、事実の特定をするっていうことも恐らく相当時間をかけて、我々として議論をしなければいけないと。ある意味もうここまでですね、証人の方についてはこういうふうに、こうではないかっていうような形もできあがってきている中で、もう1回議会の承認を経て、議会の議決を経てやらなければいけないっていうことを考えると、そういう時間的な余裕はないんではないかと。

もともと市長も何回もまだやってんだっていうようなことを証人喚問のときに仰ってましたから、そうだとすればね、それはそれとして百条委員会でできることは前に進めると。ただし、第三者の意見を聞くっていうことは、最終的にはあった方が中立公平な、公正公平な立場からの説明ができるんじゃないかなというふうには思います。

なので、先ほどの尾形委員のご意見と、草島委員のご意見との中間のような形にはなりますけれども、最終的にはしっかりと、例えば、聴取1回しても、2回やって悪い3回やって悪いって話でないので、人選がまずね、おそらく相当大変だと。2か月や3か月かかっちゃうっちゅうのが現実だと思います。

だからそれを、その2か月3か月ずっとかけてですね、人選をするのではまずもめて、そして聴取もできない、前に進めることができないというのは得策ではないと思いますので、証人尋問や、あるいは、聴取等はどんどん進めた上で、その上で最終的には、第三者のご意見は、有識者のご意見は伺うということにしてどうかなというふうに思いますけれどもいかがでしょうかね。

佐藤博幸委員長

それでは今、秋葉委員からご意見もございました。聞く機会はあったほうがいいのではないかと。学識経験者からの聞く機会というものがあったほうがいいのではないかというご意見でございました。

石井清則委員

ほかの委員の方のご意見。はい、石井委員
はい、百条委員会立ち上げのときから私考え方方が変わってないんですけども、今回資料の中に、尋問等、協力してくれる方がいた場合、根拠となる資料も提出していただきたいというのをお願いして今手元に来ているわけです。それ読み込んでみたんですけども、実際、そもそも事例が特定私はできませんでした。

どれを調べようとしているのか、どのことがパワハラに当たると思っているのかが分かりませんでした。仮にありましたこの委員会の中でやるっていうふうに仮に決めたとした場合、どれをどうやって資料の中身公表できませんので、かなりの項目ある中を1個ずつ1個ずつやっていくのか。であれば聞いたこと見たことなども含まれているので、その特定するのに1項目だけでも尋問、2、3回しないと無理ですよね。それ50項目近く、もっとあるのかな。ちょっと正確に数え

	<p>てないんですけども、それどうやってやるのかなというのがまず、先ほど草島委員のほうからもありましたけども、事例の特定ができない状態で、百条委員会でやるのか、また100条の2で外部にお願いするのかってという議論の前に、どれがパワハラだと思っているのかという根本的なところが全く見えていないんです。</p> <p>それでもやりましょうっていう方がいらっしゃれば、どれがそのパワハラに該当すると思っているのかをちょっと明らかにしていただかないと、どうやって調べますかって何を調べるのかっていうそもそも大前提がないので、ちょっとそこを明確にしていただいてから議論していただきたいんですけども。お願ひします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、石井委員に伺います。今後進め方として、選択肢として先ほど3つありましたけども、まず百条委員会として、第三者委員会を設置できないということは確認できたと思いますね。</p> <p>そして百条委員会の中でやるのか、もしくは100条の2を使って、学識経験者に調査をさせるという方法もあるということですが、この辺については、石井委員は現時点でのお考えは。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>その話をする前に何を調査するのかが全く分からぬという状況です。ですので、調査が必要だとされる方々は、少しこれを調べましょうという具体的な事例。例えば被害者が誰であるのかだとか、どういった事例があったのかだと。そういうことを、事実確認が必要な事例はどれなのかっていうことを明確にしていただかないと。どうやって調べて何を調べるのかそもそも分かっていないので、そこを明確にしていただかないと、今の時点でどっちがいいですかと言われてもその大前提の話が今分からぬので、そこをはっきりさせていただきたいという意見です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>そうですか。それでは石井委員のただいまのご意見もございましたけれども、それも含めまして、ほかの意見でも結構ですので、述べていただきたいと思います。ほかの委員の方のご意見を伺いたいと思います。はい、秋葉委員どうぞ。</p>
秋葉雄委員	<p>今の石井委員のご意見で、アンケート調査をやっているので、そのアンケート調査に出てきた事案なんだっていうことは申し上げることはできるんですけども、それをこの場で発表するわけいかないですよ。プライバシーの問題もあるので。だからこの事案ですっていうことを特定するっていうこと自体はできなくはないんですけども、この場でその議論はできないということで。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ほかにございますかご意見。皆さんありませんか。はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>先ほど尾形委員の発言にありましたが、地方自治法上では、第三者委員会を設置できないというのがある。しかしながら、100条の2</p>

で第三者機関とは言わないまでも、第三者機関に準じるような諮問ができるということなので、先ほどの法的根拠がないような発言ってのはおかしいというふうに思います。

あと、秋葉委員の専門家の選定ですけども、今回も弁護士の選定について、いろいろそのしかるべき機関に依頼して決めていったわけです。ほかの先例でもありますが、野洲市もそうなっていましたが、そんなに困難を要するということにはならないというふうに思います。反論あればどうぞ。

佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい。私、発言させていただいたことは、市議会として第三者委員会というものを設置できるかどうかという最初の質問について答えただけですので、このとおりです。 別に100条の2で、第三者委員会って言葉 자체がですね、恐らく1番の質問にしか使われない話ですので、それはできないということは認識、皆さん一致していると思います。そこを最初にしゃべつただけなので、先ほどの意見は違うと思います。ご指摘は違っていますね。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	では、その法的根拠もあってそういう諮問することができるという認識は共通だということでおろしいですか。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい。100条の2でできるということはできる規定だというふうに思いますので、そこは認識しています。ただ、するかしないかの話は議論のあるところかと思います。
佐藤博幸委員長	はい、ほかの委員ございますか。はい、石井委員
石井清則委員	委員長、あの、先ほどのところから、どちらの方向にするのかという話進んでいますけれども、私はそもそももの疑問が、何を調査するのか分からないという大前提の疑問が、私の中、残っております。 先ほど秋葉委員のほうから、この場ではプライバシーに関わるので無理だと、それはもちろん分かっていますが、だとしたら秘密会などをして、ちょっと理解させていただけないでしょうか。何を調べたいのかが、私全く分からないので、一旦秘密会などにして、どれを特定しようとしているのか、どれがそのパワハラに当たると思っているのかっていうことをちょっと明確にしていただかないと、その先の議論にちょっと私参加もできませんし、何かそこが分からぬまま先に進んでいるような気がするので。そこを議事整理お願いします。
佐藤博幸委員長	ただいまの石井委員のご意見ですが、今日はまず今後の進め方を決めておかないと、次の、今日の2番目、3番目、4番目の協議ができないものですから、2番目、3番目、4番目については、後ほど秘密会にして、その中身を詰めたいというふうに考えております。

石井清則委員	はい、石井委員 この後の話でなくて、今、今後の調査の進め方、じゃあ何調査するんですかっていうところが明確になっていないという、私の意見です。委員長は明確になっていると思っているんですか。
佐藤博幸委員長 法的助言者	いえいえ。あの申し上げます。よろしいですか。はい、法的助言者 石井先生おっしゃっているのって、多分その、ゴールが何か分かんないっていうことですよね。結局、最終的に何に行き着く、目的は何なのかなっていうところをはつきりしないで議論するのがおかしいんじゃないかなって、そういうご趣旨ですか。
佐藤博幸委員長 石井清則委員	はい、石井委員 私が言っているのは、この場で公にできませんけれども、今回ほら、尋問等に協力していただける方に対して、こちらの要望として、根拠になる資料を出していただきたいというふうにお願いしました。 で、出てきたのが、この委員会前に、前回は出てこなかったので、この委員会の間に資料として出てきたものがあります。これずっと読んでみたんですけども、どれがパワハラに当たるのかというのが全く私は分からなかつたんです。そもそも、根拠のないものをどうやって調べればいいのかが分からないので、もしこれがパワハラに当たるんじゃないのというものが、委員長なり、ほかの委員なりで持っているのであれば、これを調べましょうよというのを明確にしていただかないと、じゃあどうやって調べますかと。 私の中では調べるものがないのに、調べ方を決めましょうって言われているようなものなので。何が、その、何を調べようとしているのか分らないというのが今の現状なんです。
佐藤博幸委員長 五十嵐一彦委員	はい、五十嵐委員 実際に、職員に対するアンケートの中でパワハラを受けた、あるいは現場を目撃した、それに対する答えが職員から上がってきてるわけです。それを調査するのがこの委員会のそもそも目的だと思いますので、そこが根拠だと思います。
佐藤博幸委員長 佐藤昌哉委員	はい、佐藤委員 確かに、証人から出された資料を見る限りは、これがこうだという特定はできないかもしれませんけれども、ただ、それがどういう意図で、彼がこういうふうに出したのか、そして、そのこれから真実を明らかにするというのは、これから、証人尋問をしながら、その真実、この中でどこがパワハラに当たるというような、自分が考えているのか、証人尋問によって、その尋問者から、証人から発言が、答弁があるわけなので、それを踏まえて、これが事実かどうかも含めてですね、認定までいくわけですけれども、まずこの資料を見ただけで、これが分らないというだけで済まされるのではなくて、これを基にどうい

う意図で彼がこういうふうに出したのか。あるいは、じゃあ自分がこうむったパワハラについて、見たとか聞いたとかあるかもしません。自分は、証人は受けたということありますけど、それは当然、特定というか事実として我々は聞かなければならぬと思いますので、まずそれを聞いてから、そういう事実かどうかっていう判断をその後に認定も含めてあるんだと思いますので、それが何だっていう先で、我々が、何だ、あらかじめ予定をしながら、証人尋問を迎えるというのは、それはちょっと、違うのかなあというのが私の意見です。

佐藤博幸委員長

はい、石井委員

石井清則委員

ちょっと今の意見にも、それぞれ反論させていただきますけれども、アンケートで被害があつただとかパワハラがあつたとされる答えがあつたことは、それは皆さん持っているので、そういった意図のものがあつたというのは認めています。

じゃあその中で、誰が証人になってくれるのかっていうときに、まず今のところいないわけですよね。で、その証人になってくれるって言った方が、証人になってくれるって言った方が出された根拠となる資料を読み込んでも、私はパワハラに当たるものはないんじゃないかと感じているんです。だから、どれが、どれを調査しようとしているですかっていうのを聞いています。

で、さらに、証人に尋問で明らかにっていうのありますけど、まあ法律が適用されるかどうか分かりませんけれども、議会も行政だとか、行政手続法などを合わせて見ますと、結局、要件満たしてないのにとりあえず調べましょうっていうのはありえないで、例えば、いつ、どこで、被害者が誰で、どのような行為が行われた、という訴えがあるので調べましょうっていうくらいまでは、はつきりさせていただかないで。上から順番に、これはどういうことですかって聞くのは、この百条委員会の調査の中身ではないと思うんです。

訴えるのであれば、具体的にそういうことを示していただいて、その上で、じゃあそれをどうやって調査しましょうかにならないといけないんですけども、あつたかもしれないで、税金と時間を使って、委員会で調べるというのは、ちょっとおかしい話だと思いますよ。だから、もっと、もし本当にそういうことを訴えたいというのであれば、根拠資料を示してくださいって言ったときに、もう少し分かりやすい、具体的な事例を挙げて、このことを調べようっていうものがないと、この委員会でちょっとそれをゼロから調べ上げましょうっていうのは違うと思います。その辺で、先ほどから具体的な事例で何を調べようとしているのかを明確にしていただきたいという意見です。

佐藤博幸委員長

はい。石井委員のご意見は分かりましたので、今後どのように進めるかということの議論を進めていきたいと思います。はい、石井委員

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

石井清則委員 佐藤博幸委員長	<p>分かったけど無視するっていう話ですか。</p> <p>そういう話ではございません。ほかの委員のご意見をお聞きして、最終的には決めたいと思います。あなたの意見としては分かりました。</p> <p>はい、以上です。はい、ほかの委員</p> <p>（「委員長。すいません。今、私の言ったことって、法的助言者、多分、理解されているもの…。ちょっとそれ、整理っていうか、説明、正しいのかどうか。」と言う者あり。）</p>
佐藤博幸委員長 法的助言者	<p>はい、法的助言者</p> <p>石井先生おっしゃっているのって、結局、証人として呼んで事情聴取しても、結局その事情聴取した前提として、この証人からどういう事実を証明しようとしているのかが分からぬってことですね。なので、裁判だと基本的に事実をまず主張するのが前提で、この事実を裏付けるための証拠があるかどうかっていうのを、裏付け資料を出していくので、多分石井先生おっしゃっているのって、こういうパワハラに当たるっていう、パワハラにあたる具体的な事実がこういうことを証明したいんですっていうのが初めにあって、それをこの例えば証人だとか、ほかの資料で立証していくんじゃないかなっていう、その順序があるんじやないかなって、そういう意味ですよね。</p> <p>それは分かります。はい。なので、主張、立証趣旨というか立証事実を先に明らかにすべきじやないかということですね。はい。ということですよね。</p>
佐藤博幸委員長 坂本昌栄委員	<p>はい、坂本委員</p> <p>はい。じゃあ、すいません。ついでなので、藤井先生にお聞きしますけれども、証人から出された記録を見て、それに当てはまるものがあつたかどうかとかってことってのは、先生から見ておありだったからこれを、ですか。</p>
佐藤博幸委員長 法的助言者	<p>はい。あのちょっと待ってくださいね。法的助言者は、今の段階で、また今の役割からして、それはできません。はい、法的助言者</p> <p>まだ精査していないので、選別したのが私ではないので、ちょっとそこは分からぬです。</p>
佐藤博幸委員長 石塚慶委員	<p>はい、ほかの委員のご意見ありませんか。少々お待ちくださいね。</p> <p>石塚委員、さっき手挙がりましたけど。はい、石塚委員</p> <p>ちょっと今、やり取りでちょっと進行したのであれですけれども、やはり前から証拠、証拠って確かに石井委員はおっしゃっていますけれども、この尋問の中で、きっちり新たにその状況も含めて確認していくというのも、石井議員はそれは違うんじやないかなって。この百条委員会でやることじゃないんじやないかなって言っていますけれども、実際このアンケートの中には出てきておるので、これをきっちり、まず大前提で確認した上で、それに沿った尋問をしていけば、この度の</p>

	<p>百条委員会としての尋問は成立するんじゃないかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長 石井清則委員	<p>はい、石井委員 今の意見ですと、アンケートにあって、被害を訴えていない方がいらっしゃるわけですね。結局、表には出てこないという。そこも調べていくということなんですか。 (「違います、違います。あの、ここで…。」と言う者あり。)</p>
佐藤博幸委員長 石塚慶委員	<p>少々お待ちくださいね。はい、石塚委員 受けたという方が尋間に応じてくれる可能性があるという状況なので、それはきっちり尋問して、具体的にいつ、どこで、何をどのように受けたのかを、尋問の中で確認していく、それがひとつとして1個かもしれないし、2個かもしれないし、10個かもしれないんですが、それを一つ一つ確認していくのは尋問の作業じゃないかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、石井委員に伺います。同じことの繰り返しは…。 (「いや、答えてもらってないですよ。」と言う者あり。) ご意見は分かりましたので…。 (「答えてもらってないです。」と言う者あり。) 議論を進めたいと思いますが、いかがですか。 (「いや、ダメです。困ります。」と言う者あり。)</p>
佐藤博幸委員長 石井清則委員	<p>はい、石井委員 いや、ですから、その今言われた方の証拠の資料としてこれ出されています。公にできないんで開きませんけれども、これ、いただいていますけれども、これ何回読み直しても、どれがその被害だと、パワーハラだというものなのか私は理解できていないんです。 だから、あったあったと言ってれば、百条委員会で調べられるのであれば、あったあったって言つたらいくらでも百条委員会できちやうじやないですか。そうじやなくて、この中にある尋問に入る前にこれ具体的にどういうことなんだっていうことが、全く示されてないんですよ。なので、これを明確に示していただいて、じゃあどうやって調べましょうか調査しましょうかっていうのは分かるんですけども。これ残念ながら私が見る限りでは、ハラスメントに当たるのかなっていうむしろ疑問になりますし、さらにこれ公の会議の中で、秘密会でやるとは思いますけども、公の会議等で、これ開いた場合に、多分名誉毀損で訴えられる、もしくは侮辱罪で訴えられる、そんな内容の文書になっていますよ、私が感じているのは。ですので、一体何を調べるんだということを最初に、しっかりと分かりやすくしていただきないと尋問にも入れないですし、調査もできないと思うんです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、あのちょっとお待ちください。石井委員に伺います。じゃあ</p>

	それではそういうご意見を基にすれば、どのような方法で、今後の調査を進めていったらいいとお考えですか。はい、石井委員
石井清則委員	<p>ですので、これに書いてあるちょっと具体的に、いつ、どこで、誰がっていう、誰が見ても、どんな事柄が起きたんだという事実を訴えたいのかを明確にしていただきたいんです。何も特定されるものないんですよ。公にしない資料なのに、いつのことなのか分からぬ、誰が被害者なのか分からぬ、何が行われたのか、その原因が本当にパワハラが原因なのか、全然関係ないことなのか、それすら判断もできない。</p> <p>そういうようなことが、ただただ羅列されているだけで、これのどれが一体、パワハラに当たると思っているのか全く理解できないので。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。少々お待ちくださいね。これからこの2番目、3番目、4番目で、ただいまのご意見は踏まえてですね、調査をしていくかどうかをお尋ねするということになります。よろしいですか。</p> <p>はい、ほかのご意見。</p> <p>(「よろしくはないんですけど」と言う者あり。)</p>
佐藤博幸委員長	はい、石塚委員
石塚慶委員	<p>ちょっと今、分かんないですけど証拠、証拠って言っていますけどその資料別に証拠として提出したものじゃないんじゃないかなと思うんですね。で、その証拠だと言っているやつが一体どういう意図で提出されたものなのか、これは当然受けた、目撃した、聞いた様々な項目ありますけれども尋問の中でそれを整理しながら、その資料の何が何の部分に当たっていくのか、それを尋問しながら、整理していく必要があるんじゃないかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	<p>証拠、証拠っていうのは最初の頃は言っていました。でも、私アンケートのとき求めたのは、証拠じゃなくてそれがあったという根拠資料を示してほしいという話をしたんです。だからこういうことがあつたよっていうことを示していただきたいっていうので出していただきた資料があったわけですよね。</p> <p>それが今出てきた中で、結局それ読み込んで…。</p> <p>(何事か言う者あり。)</p> <p>いや、あれアンケートで求めていますよね。</p>
佐藤博幸委員長	この石井委員の発言については繰り返しになりますので、ほかの委員の方のご意見をお願いします。はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	<p>その尋問の項目、どういったことについて、Aについて、5W1Hで通告があるわけですよね、これから多分。前回も通告やって尋問事項については、特定は今のところできないかもしませんけれども、事実をお聞きします。</p>

当然アンケートでは、その受けたという回答をしているわけですので、そのことについてきっちりその明確にこのことについて尋問しますという項目だけを、当然向こう側にも伝えるわけですよね、通告して。そのとき、やっぱりその出てくる、期待をするというか、どういう事実が出てくるのかということを今この参考資料の中では伺い知ることはできない部分ありますので、そういうことをきっちり伝えていってもらうという手続になるんじゃないかなというふうに思います。

佐藤博幸委員長
草島進一委員

はい、ほかの委員の方。はい、草島委員

これまた弁護士の先生にもお伺いしたいんですが、先ほども申し述べたように、この鶴岡市議会の百条委員会のパワハラ案件というのは、具体的な事件や告発を伴わないで立ち上げています。

ほかの事例先ほど申ししたように、明らかに行政上の事件になっているのが市議会議員のというところだし、池田市も事件で明白にそれらしきことが分かっている事案であると。ここの場合にはそういうもの全くなしに、初めの段階では実際に受けた者ではない方の意見書に基づいて立ち上がっている。いまだにアンケートの中の文言を取っても、あの日にどういうことで、どういうふうなものを受けたかという事実もなく入ろうとしている。大変調査が難しいというか、そもそも調査できるのかと私は疑問を持つんですが、先生のご意見をお伺いします。

佐藤博幸委員長
法的助言者

先生お答えできますか。はい、法的助言者

確かに難しいところはあると思います、実際。例えば、その証人を呼んで、5W1Hについての事実を聞き出したとして、直ちにその証言が信用できるっていうことで、パワハラの事実を認定できるかつていうとそんな単純なものではなくて、まずその証人が述べた事実を市長が争わないかどうかで随分違ってくると思うんですよ。

市長が確かにその事実はありましたってなると、今度じゃあその事実がパワハラの定義に該当するものかどうかっていう評価の問題になってくるので、そんなに大変じゃないかなと思うんですけど。例えば市長が真っ向から、いやその事実はないとか、もしくはその違う、ちょっと違う事実ってなると、結局そのパワハラ受けたっていう人の証言と、市長の証言どっち信用するのかっていう問題になってくるので、このパワハラを受けたっていう方の証言があるからパワハラがあったんだってできるかっていうと、そこはそう簡単にはいかないと思います。

やっぱり客観的な証拠があるかとか、状況証拠が何かパワハラ受けたっていう人の証言を裏付けるような、信用性を高めるような、間接事実みたいなのがあるとかっていうところをやっぱり判断する必要があるので、結構、事実認定は大変じゃないかなとは思います。市長の回答というか、市長のなんですか、認否って言うんですかね、認める

	か争うのかってことによって随分違ってくるかな思いますけど。
佐藤博幸委員長 草島進一委員	<p>ほかの委員の方ご意見ございませんか。はい、草島委員</p> <p>それを踏まえますと、この委員会も要するにその割といろんなメディアで叩かれている政争的と言つたらいいか、そういう形でもあって、公正的・中立的な判断ができるのか。最終的に多数決取っちゃうと少数派と多数派になっていて、とても公正的、公正な中立的な判断ができないようにも思うんですよね。それは尋問していく中や証拠を取っていく、その裏付けを取っていくときに、誰を呼んでくるのかとかそういうことを考える上で、例えばこの委員の中にその証言をされる方と関係がある人はいないのかとか、そういうことまできっちと精査していかなかつたら、科学的、中立公正な判断ってのはできないと思うんですね。</p>
	野洲市の場合は、職員のパワハラ案件を扱うのとは別個に、さらにその市の業務に全く関係ない人達を選んで、その調査を委託したという経緯があって、私はそういう厳密なやり方からすると、軽々にこの委員会でやるような問題じやないというふうに思うんですけども。ご見解あれば。ご見解をお伺いします。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。同じことの繰り返しになっているかと思います。
	(「いやいや、違いますよ。見解を伺います。」と言う者あり。)
佐藤博幸委員長 法的助言者	<p>法的助言者。答えられますか。</p> <p>先生のおっしゃることは理解できますので、だからそこをきっちり、今回のような他の自治体と違って、このパワハラっていう事実の認定が、ほかの経緯がきっかけになってこういったパワハラの認定に至るものと違うので、きっちり慎重にあとで誰からもつかれないような判断をするっていう先生のお考えは分かります。</p> <p>ただその何だ、じゃあこの百条委員会で絶対できないかっていうと、まずはここは慎重にやっぱりやるんだったらやるで、きっちり慎重にやっぱりやる必要あるのかなとも思っています。</p>
佐藤博幸委員長 黒井浩之委員	<p>はい、黒井委員</p> <p>今の野洲市の場合ですが、野洲市の場合、市当局で設置された。仮に市当局が設置をしている市当局が、そういう全く関係のない第三者を選んで設置するなら、それはそれだと思うんですけども、例えばその場合、こちらの百条が例えば一旦中断とかになってそちらに譲るですか、そちらのほうでも、また、その選任にもまた時間がとか、やっぱりそういうことを考えると、例えば、時間的にはどのぐらいかかるのかが何かちょっと見通しが立てられないのかなという部分と。あと、予算的な部分はやっぱり新たな方にお願いするとなると、</p>

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

	また新たな予算。そのあたり、どのような形で把握されていますか。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員。草島委員に尋ねたんですよね。そうですよね。
草島進一委員	今のご意見なんんですけど、重要視すべきは、科学的・中立的・効率・公平に恣意的な要素を排して行われるべきだと思いますし、それをやる上での経費だとか、その期間、期間については、そんなに難しいことにはならないと思います、選任については。
	弁護士会に委ねて選定していただければいいわけだし、そんなにすごく時間がかかるものではないと思いますし、この案件については、後々まで憲政史上残る、こういう形で立ち上がっているパワハラ案件自体、百条委員会でパワハラの案件でこういうやり方している自体が、憲政史上初事例で、変な先例をつくるなんてことにならないようにしなきゃいけないというふうに思います。なので、優先すべきは公正・中立・科学的にしっかりと審査が行われるべきかであると思います。
	報道機関でいろいろ政争の具にすべきでないとか、いろいろ報道されています。だからなおさらこの中立、そして化学的な審査によるパワハラの認定というのが必要で、今までの尋問と一緒に考えてもらっては困るという話だと思います。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	今の話もごもっともだとは思うんですけども、ただやっぱり先ほど秋葉も申しましたけれども、やっぱり市民感情の中でも、ましてや市長もいつまでやっているんだというふうな発言もされている中で、果たして市当局がこれを立ち上げる意思があるのかないのかもありますし、その中で、その市当局が第三者委員会を立ち上げる野洲市の例のような形をとるのかとらないのかということもありますし、あとは100条の2という、の主張かもしれませんけれども、そういうことに対する、例えば時間的なものとか、やっぱりそこはやっぱり両方同時に考えないといけないのかなというふうに思いますので、それで一旦止まるというよりも、やっぱり調査は調査でやりながら、あと、今のいわゆる参考人といいますか学識経験者といいますか、意見を取り入れるような形の方法はまた探るべきだとは思います。
佐藤博幸委員長	はい。ほかに。はい、草島委員
草島進一委員	今僕が申しているのは、あくまで100条の2で、この百条委員会から委任するという形での調査のことですと言っていますので、その辺はお願いしたいというのです。以上です。
佐藤博幸委員長	はい。ということですね。はい。ほかの委員。あといですか。
坂本昌栄委員	はい、坂本委員
	最初に委員長にちょっと質問をしたいのですが、調査期間が延長になるということで、調査期間が延長になりますっていうことを課題に出されていますが、そもそもこの百条委員会、どのくらいの期間を有

して行われて結果を出すつもりでいたのかということと、今回、6か月近く、5か月ぐらい経っていますが、中間報告さえまだできない状況でいるので、この中で100万円の授受について中間報告も出ていない。その中でパワハラをこれからまたやり始めるとすると、もともとどのぐらい時間要するのかお聞きしたい。

佐藤博幸委員長

はい。ただいまの坂本委員のご意見、質問ですが、今の段階で、いつ頃まで、どういう報告、また内容等もですね含めてですが、今の段階では申し上げられない段階になっています。ということは、今後については、ただ一つ言えることは、事実の解明に向けて鋭意、委員会の皆さんとですね、その議論を、協議を、事実解明を重ねていきたいというふうに考えているということだけは申し上げられます。

はい、坂本委員

坂本昌栄委員

だとしたら先ほど秋葉委員のほうでもまず特定して、その100条の2を使うにしても、特定をしなきゃいけない。そして議論をする必要があるということであれば、もちろんこれから私たちがもし百条で、証人喚問を行うとすれば、それだけの特定をして、やはり議論を尽くしてからじゃないと証人喚問ができないわけで、同じことをするんであれば、私たちとしては、100条の2を使って、本会議から付託をされて、専門の方が、きちんと精査していただいた上でやるべきではないかなというふうに思います。

ましてやこの今、中立・公正という立場ではなく、市民の皆さんからも、そして社説でも言わされたように、政争の具になっているというところを踏まえると、私たちが判断するのは危ないことをするんじゃないかなというふうに思いますので、100条の2を使っていただけるようお願いしたいです。

佐藤博幸委員長

はい、ほかの委員。はい、田中委員

田中宏委員

先ほどから出ている発言の中で、アンケートに出ているデータといいましょうか、情報があつてそれを尋問の中で明らかにしていくんだというふうなことが、発言あったと思うんですけども、そもそも僕らのその行っている尋問という過程について、先ほど藤井助言者からもご発言あったとおり、もし認否で争うようなことになれば、相当立証過程っていうのは、もめていくようなことも考えられるし、それはそのある証人Aさんを呼んで、何かの事実が、その方が主張されたとしても、それを立証するための新たな尋問や調査が必要になってくるというループに陥るであろうというようなことも想像されるわけです。

それで一方僕らの尋問力でありますとか、調査力っていうことについて考えると、これまで膨大な時間を使って十数回行ってきた中で、言ってみればその100万円問題前半行っていましたんですけども、その

取り扱いも今、その新たな事実の認定が何かできたのかとか、あるいは解明ができたのか、発掘ができたのかということについて、何の報告書も中間報告も出せていないわけですんで、まとめが行われていないので、前半行っていた100万円についてすら、僕らは今十数回かかるって、特に結論得られていないと思うんですよね。

そんな中で、今から行うこのパワハラ問題についてという尋問、あるいは調査を行っていくとして、僕らは一体どのぐらい時間かけていけば、たどり着けるとお考えなのか、あるいは、それに比べて第三者・有識者に委嘱をして、先ほど藤井助言者のご発言借りると、下駄を預けるという表現、正しいなと思いましたけれども、一旦その下駄を預けて、その間ひょっとしたら僕らは100万円問題についてきちんと精査してまとめていく時間が取れるだけであって無駄ではないのかもしれないんですけども、その辺り、何て言うんでしょうか。時間の使い方という一つの課題についても、ただ、今行われているこの議論の中で、第三者に委ねる、下駄を預けることがあたかも無駄であるかのような、さき延べする、時間が延びてしまうような議論になっていますけれども、それはそうじゃないんじゃないのか。100万円についても全然まとめきれてないんで、もう忘れるばかりです僕ら。

ぜひ早い機会にまとめておく必要があるけれども、今、そこはとにかくパワハラに進もうっていうふうに今なっていますけれども、その辺りは冷静に考えるべきではないかと思いますし、市民の感情という点からいっても、私の聞いている意見としては、「徹底究明してくれ。」もありますけども、「今すぐやめちまえ。」が割とあるんじゃないかを感じています。そこは本当に、そう思われてしまっている我々、申し訳ないと思いますけれども。ただし、そこは、中立・公正を重んじて百条委員会を進めていかないと、やっぱり百条委員会まだ例が少ないもんですから、事例になるんですよね。

先ほどからいろんな事例が例に出されていますけど、その中には、適切じゃないんじゃないのかと思われるような事例も含まれているし、あるいは鶴岡と全然違う前提に基づいている事例もありますので、そこは我々も今前例をつくろうとしているんだという歴史的な役割を認識した上で、自戒しながら進めていく必要があると思います。

とにかく、私申し上げたいのは、第三者に調査を、一旦下駄を預けたとしても、それは、我々にとって時間の無駄なんじゃなく、むしろ適切な時間の使い方になるんじゃないかという意見です。

佐藤博幸委員長

はい、田中委員にお尋ねします。結論的には100条の2を使って、第三者の学識経験者からご意見を伺うということでよろしいですか。

はい、田中委員

田中宏委員

その前提としては、何についてそれを委託するのかということが大

前提になりますので、先ほど石井委員が言っているように、草島委員、例に出していただいた野洲市の事例だと第1、第5とか、この、何月何日のこの事例についてどうなんだっていうことを委嘱して、それで結論を得られているわけですけども、その前提が何にもないので、そこについては、一体、曖昧な部分を多分に含んでいるこのアンケート結果から、何を第三者に委嘱するかということ 자체はすごく問題ですけれども。ただし、議論の前提として、それは必ずしもアンケート、曖昧などころは尋問しながら立証していくんだ、あるいは明らかにしていくんだってことは無理があるんじゃないかという意見です。

佐藤博幸委員長

はい、ほかに。じゃあ、はい、副委員長

菅井巖副委員長

藤井先生のほうからも、いわゆる、事実認定については、きっちり、慎重にというお話をありました。やはり、この問題100条の2で、専門家に依頼するというような取り扱いを図っていくということも視野に入れながら。で、何を特定していくのかっていうことが、まだ私どもの中で議論できていない。ですから、これは秘密会において、次のところで、一応、証人尋問と聞き取り、書面調査と、これらもですね、両方を念頭に、まず自由、に皆さんから秘密会の中で、特定できるかやり取りするというところで、これは100条の2で行きましょうかということで、皆さんで認識すればそちらでいくと。

これ自分たちでできるんじゃないってなればそれはそれでいいというようなことができるんだと私は思います。ただ私、非常に難しいのは、本当にこれは専門家でないと事実認定、非常に容易でないと思うんで、あくまでも100条の2でやっていくということ。で、田中委員が言うように、私たちがこれまでやってきた100万円の問題、これらについての中間整理も、その時間に私どもができるというようなことをやっていったらいいんじゃないですか。と思います。はい。

佐藤博幸委員長

はい。以上で。はい、昌哉委員

佐藤昌哉委員

これから、まあ、尋問をして、その事実が明らかであるかどうかっていう判断が一つあって、その後に、そのパワハラ、その事実があるかないか。あった場合、それがパワハラとして認定できるのか、二つあると思うんですけども、ただ尋問をしていく際に、藤井先生も、そこに指導・助言ということで立ち会いをされていただけるということで、例えば、そっちの懸念にあったように、恣意的な、これは尋問でないかとか、そういう公平を欠くような視点で、その場合って、指導・助言ってできるものなんでしょうか、ちょっと先生からお尋ねしたいです。

佐藤博幸委員長

はい。まずはその前にですね、藤井先生からは、あくまでも法的助言者としての立場で助言をいただくということになっております。で、その場面について、例えば、証人尋問だったり、聞き取り調査だった

り、こういった場面にもですね、立ち会いをしていただく、同席していただくということは、今の段階ではお願いもしております。

はい、もし何かあれば。法的助言者

法的助言者

立ち会うってなった場合でも、やっぱりどういう事実をこの証人から聞きたいのかっていうのは、やっぱり事前にイメージっていうか、したほうがいいと思いますし、じゃないと、何だかよく分かんないで聞いていて、聞いたあとにちょっとここパワハラの定義からすると、ここ聞かなきやいけないかったのに聞いてないってなることも、間々あると思うので、やっぱりその証人からどういう事実を聞き取りするのかっていう事前準備はする必要があるのと、あと、委員の皆さん全員でどういう、この証人からどういう事実を聞き出すのかっていうのを共通認識として、持っていたら必要は、していただいたほうがいいかなって私は思います。

佐藤博幸委員長

佐藤昌哉委員

はい、よろしいですか。はい、佐藤昌哉委員

そういう、我々としての心構えとか、準備は必要だという先生のご指導ですけども。まず、今証人尋問に応じてくれる方があるとすれば、それはパワハラのアンケート調査によって、こういうことがあったと。まあ我々はどこまで書いているのか分かりませんけれども、まあ、あったということで、アンケート調査に応じて書いてあわけですね、その部分が。その部分について、どういうふうに書かれているのか我々承知していないわけですけど、まとめたやつしか見てないわけですけれども、それに基づいて、じゃあこれはどういうことだということで、詳しくその中身の事実について尋問をして、答弁をもらうというやりとりの中でそういうのが浮かび上がってくるという可能性はないんですか、事実は。

(何事か言う者あり。)

うん。そういうことで、この尋問で、尋問というのはそういう事実をまず、その、なんだ、答えていただくということが我々目的だと思うんですけども。

佐藤博幸委員長

はい、ただいまの点に関して、藤井弁護士はどのようにお考えかお答えできますか。はい、法的助言者

法的助言者

我々も尋問とかするときに、やっぱり、何て言うんですかね、現場で急に出てきた事実とかあって、そこについて詳しく聞いていくって、それ詳細に聞いていくとかっていうことをやることあるんですけど、ただやっぱり、基本は事前準備が大事で、どういう事実を引き出すのかっていうことを周到にやっぱり準備しないと効果的な尋問ってできないと思うし、あとやっぱり、その証人の方も一般的に記憶が定かなのかとか、それをちゃんと適切に日本語で表現しているのかとか、そういうところで、バイアスがやっぱり、無意識、意識・無意識でかか

るものなので、私も含めてみんなそうなんんですけど、なのでそういうところを、確認するって言うんですかね。そういうところも準備して、意識してやる必要があるのかなと。なので事前準備がかなり必要かなと思います。

佐藤博幸委員長

草島進一委員

はい、はい、よろしいですか。はい、草島委員

すいません。この委員会の中でパワハラ認定ができるなどというお考えを持っている方にお伺いしたいんですが、前回認定まで多数決でやるという話が報道されて、私も相当意見をいただいているし、かなり市民の方にも疑問を持った方がたくさんいらっしゃったように思います。そういう決め方で正しいと思っているのか。また議員が、この言わば専門的な領域の調査、また認定などということができると思っている根拠を示してください。

佐藤博幸委員長

はい、草島委員に申し上げます。今、皆さんにお伺いしているのは、今後の進め方についてですので、その方法論の決め方ですね。

そういう認識でお願いしたいと思います。ただいまのご質問は、今回この、今の段階での質問にはそぐわないと思います。

(「なんで。なんで。」と言う者あり)

多数決で決めるどうのこうのでは、その議論しているのではないので、今後の進め方についてどういう方法で進めますかと聞いているので。

(「いやいや、だから、だから言っているんですよ。だから今、申しているのは、私たちは100条の2に委託すべきという考え方で持っているけど、そうではない考え方を持っている委員の方に、私がさっき言っているように、中立・公正・科学的、そういう調査や判断ができる。私たち、言わば勉強したとしてもつけ刃でやるような議員が、認定、それも最終的には、前回の委員長の見解だと多数決で決めるような発言がありましたけれども、そういう決め方で認定できると思っているなら、その根拠を示していただきたいということなんで、要するに方法論、方法を論じる中ですね、確認をしたいということです。」と言う者あり。)

これまでの皆さんの議論の中で、ただいまの質問にはご意見、発言があったかと思いますので、改めてまた同じことを繰り返しになるような懸念がありますので、その質問はそぐわないと思います。あと、今の段階では、あと議論も出尽くす…。

(「出尽くしていないですよ。根拠を示してください。できるという根拠を示してください。私たちが。多数決でやって、きちんとパワハラの認定を科学的にできるとするなら、その根拠を示してください。なんでそれくれないんですか。おかしいじゃないですか。」と言う者あり。)

佐藤博幸委員長	はい、石塚委員
石塚慶委員	はい。根拠は先ほど来言っているとおり、この専門家の方々、廣瀬さん、全国市議会議長会、藤井先生も含めて、できるというところが根拠でありますし、結局その100条の2を使っても、調査させるもので、その内容を踏まえて最後百条委員会が判断すると書いてあるので、おっしゃっている100条の2でも、結局判断を百条委員会ですることになるということですので、それはまあ、これが根拠の部分になっていると思います。ご質問に対してはそのような内容です。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	全然根拠になってないですよ。具体的にこの人がって言っているわけではなくて、この人のどういう根拠に基づいてそれを根拠としてんですか。あなたの言っているの全然根拠にならないんだよね。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	今、これから踏み出そうとしているもの…の結論を見て、それをどういう根拠だと言われても、これから調査をして、証人尋問して書面調査なり、それから聞き取り調査していくわけですよ。 その結果を見ながら、これは事実かという判断をその事案その事案でやっぱりやっていかなきやならない。だからその根拠って言われても、そういう手続を踏まないですぐ結論ありきでは、この委員会の使命としては果たすことできないと思います。それが優先順位だと思います。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	例えばですね、全くの素人が重大な案件に関わるケースっていうのを相当世の中にはありますて、裁判員裁判なんかはその典型的な例ですけれども、素人だからできないってことではないと私は思います。いくらかね、私は専門家的な要素もあるわけで。だから、必ずしもこの委員会で結論を出すことはできないっていう根拠にはならない。 だから、裁判員裁判で当然その裁判官の指導のもとに、いろんな判断をするわけですけれども、同じように私たちいくらか素人であるかもしれないですけれども、一生懸命頑張ってやるっていう覚悟を決めてやればですね、認定できないという話ではないと思うので。だから、根拠って言われば先ほど言った、100条の2っていうのを使ってやったとしても最終的な判断は委員会でするわけですから、皆さんがあつしやるような100条の2で、それが根拠にならないということにもならないと。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。それじゃ、議論も出尽くした…。はい、草島委員
草島進一委員	この決定については、多数決やるべきじゃないと思います。合議制

	でやるべきだと思います。しつかり議論を尽くした上で、多数決による判断はふさわしくないと思いますけど。
佐藤博幸委員長	はい。議論も出尽くしたので私はそのように判断しますので決めたいと思います。はい、副委員長
菅井巖副委員長	先ほどこれから尋間に応じたいという方のいろいろ資料が出されていますけども、このことについて本当の事実特定ができないということを、さかんと石井委員がおっしゃっておりました。私もそう思っています。 そのことをやはり委員会として、どこを本当にやっていくかということをやっぱりやらないと進められない。だから秘密会を一旦ここでもって、そこをしつかりして、100条の2を使ってやったほうがいいんじゃないかという人たち、これがいるわけですんで、そこが合議なればそこでやるということが必要なんではないかなと。それさえもしないで、あと多数決で決められてしまえば、あと委員会が責任を持ってやらなきやならないというところになって、それが不透明な形とか、事実認定がやはり市民にとって分かりにくいものであつたら、私たちがまた責め負うということになろうかと思いますんで、少し慎重に判断したほうがいいと思います。
佐藤博幸委員長 秋葉雄委員	はい、秋葉委員 様々なご意見が出てってですね、私の思うには、この場で議題、要するに証人喚問の議題であるとか、事実の証明であるというようなことまでやるっていうことを、どういう形で出すかっていうことは出せない。実際問題として出すことできないので、1回委員の中で協議会を、協議会というか話し合う場を持ってですね、それでこの人のこの事案についてやりましょうという形をとるような時間を作つてはいかがかなと思いますけれどもいかがですか。 パワハラの認定ということについての、例えば、藤井先生からのアドバイスなんかも、勉強会のような形になりますけれども、まずそういうようなことも含めてやってはいかがかなと思いますけれども。
佐藤博幸委員長	はい。秋葉委員に確認します。法的助言者から例えば、今勉強会という名前も出ましたけど、その場で、例えば事実を認否するとか、いうことではなくて、一般的に共通的な考え方としての勉強会でしょうか、協議会ですよね。委員会協議会という考え方で受けとめていいですか。よろしいですか。はい。分かりました。はい、草島委員
草島進一委員	先ほど石塚委員から、廣瀬さんなりがこう言っているいという話であるんですけども、事例として挙げたその丸亀だとか姫路だとか、これは不当要求問題として、告発なり事件になっているんですよ。だから認定ができるんだと私は思っているんですね。ここの場合、そういうのないんですよ。全然事例が違うと思うんです。だから根拠とし

て出すのおかしいと私は考えます。

市長案件だと、池田市でやっているじゃないかって話もあるけど、これも違うと思うんですよね。全然事例として違う。今回のうちのものとは違うんですね。だから、こういう事例があるからどうだとか、その先生が言っているからというのは、私は根拠なり得ないというふうに思っています。その違いについてどういうふうに考えていますか。

佐藤博幸委員長

はい。議論の繰り返しになっておりますので、ここで出尽くしたように私は認識しておりますので。はい、石塚委員

石塚慶委員

何か池田市は違うと思うんですよねとしか言われてないのでちょっと池田市がどう違うのか。なかなか分かんないんであれですけども、実際にそのアンケートで告発がないと言いながらも、百条というこの委員会でやったアンケートに、事実あったと言ってきてている方がいる。その方に話を聞く機会が尋問という形である。これは100条の責任としてきっちりやっていくべきだと単純に思います。

その上で判断が確かに難しい場面が出てくると思いますが、この時点では、ちょっとその100条の2を使うのがいいのか、先ほどちょっと参考人という形で、この事案って、どのような事例がありますかってこここの時点で参考人に、そういったものを聞くのか、第三者の目をどのように入れるのかという部分については、当然入れたほうがいいと思いますので、そのやり方は考えるべきだと思いますが、100条委員会の責任として今アンケートを取って、実際そのようなことがあったと言ってくれる方がいて、さらにその方が尋問に応じてくれると言っているこの状況ではきっちり尋問を百条委員会としてやるべきだというふうに思います。

佐藤博幸委員長

はい。それでは、議論も出尽くしたようありますので、学識経験者等に調査をさせることにつきましては、これまでの意見を整理しますと、今後は本委員会の調査を一旦保留して、法100条の2に基づく学識経験者等に調査をさせるべきという意見と、本委員会が引き続き調査を進め、事案の特定やパワハラの事実の解明が進んだ段階で、学識経験者等にご意見を伺うことについて検討、協議すべきという意見に集約されたと思います。はい。

石井清則委員

ほかに秋葉委員あと、副委員長からもありましたが、その前に協議会などを設けて、何の事実を確認するのか、その後に決めたほうがいいんじゃないかという意見もありますので、その意見を排除しないでいただきたいと思います。

佐藤博幸委員長

はい。ただいまのご意見ですが、後ほどですね、まず、するという、百条の委員会でやるか、100条の2を使ってやるかっていうのは一旦決めて、その後に決めたいと思います。その件はお伺いするつもりでした。はい、石井委員

石井清則委員

順番逆じやないですか。

佐藤博幸委員長

はい。石井委員に申し上げます。例えば、委員会協議会で協議するというのは、事実の解明についてどういう方法がありますかというような法的助言者の助言を基にしながら協議をしていくということですので、その場で事実の認否だ、それから内容がどうのこうのという協議をしていくということではございません。そのように認識しておりますので、これで一旦やることを決めたいと思います。

はい、よろしいですか。はい。

(「多数決駄目ですよ。」と言う者あり。)

今後の調査の進め方について、二つに集約された意見について採決を行い…。

(「採決やめてくださいよ。」と言う者あり。)

今後の調査の進め方を定めたいと考えます。それでは今後は、本委員会の調査を一旦保留して法100条の2に基づいて…

(「委員長、委員長、採決で決める問題じゃないでしょうこれ。」と言う者あり)

ただいま、これまで議論を尽くしてきましたので、ここで定めたいと思います。

(「採決で決める問題じゃないでしょう。」と言う者あり。)

今後は本委員会の調査を一旦保留して、法100百条の2に基づく学識経験者等に調査させるべきという意見と、本委員会が引き続き調査を進め、事案の特定やパワハラの事実の解明が進んだ段階で、学識経験者等からご意見を伺うことについて、検討・協議すべきについて採決を行います。

(「すいません。採決するなら不信任出します。」という者あり)

最初に…。

草島進一委員

不信任動議。不信任動議。採決するなら不信任出します。

不信任動議です。

佐藤博幸委員長

ただいま草島委員から不信任の動議が出されました。このことについて、協議を進めたいと思います。はい。

ただいま、草島委員から委員長不信任の動議が提出され、動議は成立了しました。本件は、私の一身上に関する件であるので、委員会条例第18条の規定により、委員長が除斥となることから、本動議の審査に係る委員長の職務を副委員長が代行します。

(委員長退室)

菅井巖副委員長

ただいま、委員長に対する不信任動議が提出されました。この際、本件の取り扱いを協議するため、暫時休憩といたします。報道機関、一般傍聴者、委員外議員の方々は退席してください。

(暫時休憩)

菅井巖副委員長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>委員長不信任の動議を直ちに議題といたします。</p> <p>本議題の審査は、提案者説明の後、質疑、討論、表決となります。</p> <p>最初に提案者の説明を求めます。草島委員</p> <p>文書の読み上げをもって提案に代えさせていただきます。</p>
草島進一委員	<p>鶴岡市議会百条調査特別委員会における佐藤博幸委員長の不信任動議。山形新聞2022年9月20日付社説に、尾形委員が「寄附に当たるとすれば違法だと思うが、その認識で良いか。」などと尋問し、「報告書不記載について、公選法に違反しているという事実は間違いないか。不記載は違法か違法でないか。」と尋ねた。</p> <p>この間、委員長は尋問を制止することなく、「はい」か「いいえ」でお答えいただけますかと発言した。これら委員の尋問発言について、廣瀬和彦明治大学政治経済学部講師は、一般的に誘導尋問に該当する恐れが高いとの見解を示した。民事訴訟規則に規定があり、委員は誘導尋問をしてはならない。尋問の際は、司法権などの独立を侵害しないよう、十分な配慮を求められると記載された。この記事により、誘導尋問や司法権の独立を侵害する恐れのある発言を制止することなく助長した委員長の姿勢が明らかとなった。</p> <p>また、7月4日の委員会で、委員長は委員会に諮ることなく、パワーハラのアンケートの回答数を発表させ、さらに、「まず事実があったということは確かですし、その事実があった件数も多かった。」と公然と発表している。「事実があり件数も多かった。」の見出しで全国に報道され、我々は報道への訂正を求めたが、一切受け付けることはなかつた。これは名誉毀損の疑いが高いと考え得る。公正・中立であるべき委員長が、禁止行為を制止しないばかりか、それを助長し、また報道機関の前での発言により、委員会の秩序を乱した責任は大きい。</p> <p>また、パワーハラの認定については、科学的・中立的・公平公正に行うべきであって、恣意的な要素を極力排して調査、認定が行われるべき案件であり、前回委員長が主張した、我々議員が調査し多数決で認定するという手法は全くなじまない。このパワーハラ案件は、そもそもの立ち上げ時点から何の事件も告発もない状態から、匿名の文書、実際に直接受けたものではない、伝聞に基づいた意見書を下に立ち上げられている。いわば形式要件を満たしていないものが不当に立ち上げられていると言われかねない。こんな事案は、全国自治体議会で初事例で、悪しき先例と言われかねない。この手法については、全員合議が必要で多数決はなじまない。強行採決は言語道断である。今後の百条調査委員会が適正に運営され、市民の信頼を回復するために、佐藤博幸委員長を不信任とする。以上であります。</p>
菅井巖副委員長	これから質疑に入ります。質疑ある方、挙手願います。石塚委員

石塚慶委員

はい。るる動議の内容説明いただきましたけれども、ちょっと一点、ちょっととパワハラの部分で、事実がないまま立ち上がって、今多数決で進めようとしていることで、それが一つの理由だということなんですが、一旦百条でアンケートを取っていて、実際に受けたという人がいるという事実はあって、その中身については、これからいつ、どこで、何をという部分は精査する必要があると思いますが、さらに尋問にも応じる、もしくは聴取に応じる、文書でも回答できるという人もいる中で、事実がないままという部分、その理由に含めて、よい、決めつけてよいのかというところを確認したいと思います。

菅井巖副委員長

草島委員

これまでの議会の百条のパワハラ案件、これは明らかに事件や告発が伴っていると考えます。アンケートを下に立ち上がっているのは鶴岡市議会初めてだと思います。アンケート、違っていればご指摘ください。アンケートだけで、アンケートだけを根拠にその百条委員会立ち上がっている事例というのは鶴岡市議会初めてだと思います。

なので、アンケートのことについて事実確認これからありますが、その違いがあるということであって、私が伝えている何の事件も告発もない状態からというのは、私が申し述べているとおりだと思います。

菅井巖副委員長

石塚慶委員

何の告発もないまま進められているという部分については、やはり鶴岡市のそのパワハラを通報する形ですね、やはり市長を対象としているものではない。市長を想定していないもので、なかなか職員の方々が声を上げられないというのが現状だと思います。

この百条が、その声を受けとめる窓口になっているという点では、まずは今回このアンケートが通報の第一歩ということで認識はいいんじゃないかなと思うので、その点については、委員長、それをさらに多数決ということでは結果その事実を見てみないと、多数決になるかどうか分かんないかなと思うんですよね。

要は内容を見て、事実が判明したら、全会一致になるかもしれないですよね。それは結果を見てみると分かんないことを今の時点で、先に委員長のせいにしているか委員長の責任で押し付ける。結果的には多数決になるかもしれないし、全会一致になるかもしれない今の状況で、そのような理由で、委員長を不信任というのはなかなか、あまり納得いかないなというふうに思います。これちょっと意見です。

菅井巖副委員長

ほかに。秋葉委員

草島委員は、公平・公正・中立で判断をするということをずっとおっしゃっておられますか、この間の委員会で私が指摘した発言の訂正については結局やってないね。やっておられないですね。

秋葉雄委員

アンケートの中身を見ると、そんなパワハラなんかあり得ないと、

そういう予断をもってこの委員会臨んでらっしゃる。要するにほら、そういうことはあり得ないんだという予断でこの委員会に臨んでいらっしゃるんじゃないのかなというふうに思います。

もう一つですね、誘導尋問の件について。誘導尋問について許される場合があるっていうことも指摘をしておきたいと思います。正当な理由がある場合については、誘導尋問も許されるんだと。この正当な理由は、その根拠法は民事訴訟法の規則第115条。書いたほうがいいんじゃないですか。115条の第2項2号の誘導尋問の正当な理由っていうものがあれば許されると。で、これの正当な理由っていうのが書いてないんですよ。民事訴訟法規則にはないのね。で、あるのは刑事訴訟法になっているんですよ。それを準用しているんですけども、この中身を見ますとですね、ちょっと調べたんですね。

そうすると、「主尋問において誘導尋問をしてはならない。ただ、次の場合誘導尋問をすることができる。」というのがありますし、その中に7項目あるんですけども4番目に、「証人が主尋問者に対して敵意又は反感を示すとき」「敵意又は反感を示すとき」それから「証人が証言を避けようとする事項に関するとき」こういうときには誘導尋問は許されると。さらにこの反対尋問っていう、反対尋問っちゅうことは、今回の場合、市長にいろいろ聞かなきやいけないなというようなことがあったときに、その必要があるときは、誘導尋問をすることができるっていう項目があるんですね。

だから、必ずしもこの間からずっと行われた証人尋問が違法であるっていうことは特定できない。むしろ、そういうのはもしどうしても不満であるということであれば、司法に訴えるしかないということではないかなというふうに思います。以上、その委員長の采配によって、委員長の議事整理権でやってきたことですから、必ずしもその不信任案を提出するというような事案には当たらないんではないかというふうに思います。けれども、いかがですか。

菅井巖副委員長

はい、草島委員

草島進一委員

誘導尋問に当たらない法的根拠、述べていただきありがとうございます。私の解釈ではもう一つ、司法権の独立の侵害に当たる発言にも当たっているのではないかという疑問があるんですね、この不記載、違法か違法でないかと。それをもって根拠として示している次第です。

菅井巖副委員長

はい。ほかにございませんか。質疑、ございません。はい。これで質疑を終結します。

これから討論に入ります。

初めに反対の討論を許します。尾形委員

尾形昌彦委員

それでは今出されました、委員長不信任動議に対する反対討論を述

べたいと思います。一点一点に対しての反論にはならないかもしれませんけれども、先ほど、誘導尋問の件、最初ございました。

質問者、私でありますけれども、先日お答えしたとおり、その誘導尋問という認識はその時点ではございませんでした。合わせて先ほど秋葉委員からありましたように、誘導尋問が許されるケースという中では反対尋問の中で…。

(「委員長、すいません。何で法的助言者がいないんですか。大事な場面だと思いますけど。何でいないんですか。」と言う者あり)

菅井巖副委員長

法的助言者、はい。ちょっと、じゃあ、すいません。はい。

聞きたいの。そこを聞きたいんですけどということなんですね。はい。うーん、ああ、できない。駄目。まあ、討論の途中ですんで、聞くことは後ほどになります。質疑は終結しているんです。

じゃあ、討論の続き、すいません、お願いします。尾形委員

尾形昌彦委員

はい。先ほど、不信任の件、動議が出されました。

まず、誘導尋問を止めなかつたということのご指摘があつたかと思います。先ほどお話したように、私自身の質問ではありましたけれども、私自身、誘導尋問という認識の中で質問していたわけではないということは、先日お話したとおりです。また、先ほど秋葉委員からお話をありましたように、誘導尋問は全て禁じられているわけではなくて、正当な理由があれば誘導尋問することができるというような内容もございます。

そういう点から鑑みて、あれがその誘導尋問だったのか、もしくはその禁じられた誘導尋問だったのかという点については、その他のところで、本来、協議する話だったのかなというふうに思いますので、その辺については後ほどになるかと思います。また、パワハラの件数については、委員長から説明があつたとおり、あくまで、そのアンケートの件数について述べたんだということを、後日お聞きしておりますので、そちらについても、そのパワハラの事実を件数を、として発言したというわけではなかつたかというふうに思います。

また、草島議員のほうから、アンケートを下に百条委員会が立ち上がったというお話をありました。そうではなくて、まず、退職者の匿名の方々からの文書があり、そして、実名の退職者の方からの文書があり、そして、匿名ですけれども現職の職員からの文書があり、というところがございましたので、事実関係としては、そちらを下に百条委員会を立ち上げて、百条委員会でもアンケートしましたし、証拠として採用するかどうかは別として、市職員のアンケートも取つたところでございます。というような、正しい事実としてはそのようになっております。

現在、先ほど、今後の進め方についても、約1時間半にわたり、議

論してまいりました。非常に短時間で結論を見いだすというわけではなくて、かなり多くの議員からの意見を聞いた中で、最終的には、多數決というところを選択した委員長のご判断については間違いなかつたのではないかというふうに思っております。

今後も、既に15回目の会議となっておりますので、引き続き委員長を変わることなくですね、この調査を進めていただくための委員長を務めていただきたいということを申し上げて反対討論といたします。

菅井巖副委員長	次に、賛成の討論を許します。石井委員
石井清則委員	<p>はい。ただいまの動議に賛成の立場で討論させていただきます。</p> <p>まず1点目、本日もそうですけれども、議論の打ち切りがかなり多い。これまでの経緯の中でも、これまで委員長、議論を打ち切り、そして多數決で決めるということがかなり多かったというふうに感じております。</p> <p>2点目に、これまで重複した質問や、直接関係のない、尋問に関係のない質問行われたとき、私、またそのほかの委員が何度もとなく指摘しておりましたが、そのたびに委員長、問題ないと言って進めておりました。議事録が確認できれば、それで確認していただきたいんですけれども、その委員長が進めた後に、法的助言者からの指摘があり、関係のない質問であるだとか、または証人が答弁の中で、先ほどお答えしたとおりですというような、重複を認める答弁をしているというのは実際行われておりました。そういうことを考えると、委員長の議事整理権に私は疑問を感じております。</p> <p>3点目に、証人や聞き取りに関して、本日、先ほど、この動議がおさるきっかけとなりました、今後の調査の進め方についてを議論していたわけですけれども、皆さんの資料、お手元にあるとおり、もう既に調書、または聞き取りをする日程調整を委員会としてしております。そのことから考えて、本日の多數決の結果というのは、最初の先ほどまで行った議論、あるなしに関わらず結論は決まっていた。結果は決まっていたと思わざるをえません。そのような一方的な議事運営を行っている、その時点で、委員長としての資質はないと思います。なぜ、決まっていない、今、議論して結論も出ていないことに対して、既に調書、証人や、聞き取りをする日程の調整を既に行っているのでしょうか。私はおかしいと思います。</p> <p>以上、申し上げ、細かい点を言いますと、いくらでも羅列できますが、時間の関係もありますので、細かい点として、まず3つの項目を表明して、動議に賛成の討論とさせていただきます。</p>
菅井巖副委員長	<p>次に、反対の討論を許します。</p> <p>次に、賛成の討論を許します。</p>

	<p>これで討論を終結いたします。</p> <p>これから、委員長不信任の動議について、採決いたします。</p> <p>ただいま議題となっております、委員長の不信任動議に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手少数であります。</p> <p>よって、委員長不信任の動議は否決されました。</p> <p>委員長の職務代行を終了いたします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>再開いたします。</p> <p>今後の進め方について、二つに集約された意見について採決を行い、今後の調査の進め方を定めたいと考えます。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほど討論の中で申し上げましたが、一つ確認させてください。</p> <p>ただいま、本日決定したいということで始まった、今後の調査の進め方についてですけれども、このときに、どのような、今、二つに分かれているという発言がありましたけれども、この後すでに、証人、または聞き取りをされる方の、すでに日程調整、委員長始めていますよね。これは結論が決まっているからそうされたのか、どういった理由でその日程調整しているのか、委員長、お答えいただければと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ただいまの石井委員からのお尋ねにお答えします。第14回、令和4年9月22日に開かれた委員会で、ただいまのことについては、議決をいただいておりましたので、申し上げます。</p> <p>読みます。「円滑に調査を進めるために、対象者に対して、これまでの証人に対する意向調査と同様に日程調整等の意向調査を行った上で、改めて順番や日時等について、次回の委員会で決定していただくことになります。」いうところがありますので、これに基づいて進めております。よろしいでしょうか。はい。よろしいですか。はい。</p> <p>それでは、今後は本委員会の調査を一旦保留して、法100条の2に基づく、学識経験者等に調査をさせるべきという意見と、本委員会が引き続き調査を進め、事案の特定やパワハラの事実の解明が進んだ段階で、学識経験者等からご意見を伺うことについて、検討・協議するべきについて採決を行います。</p> <p>最初に、今後は、本委員会の調査を一旦保留して、法100条の2に基づく、学識経験者等に調査をさせるべきについて採決します。</p> <p>パワハラ疑惑に関する調査事項について、今後は、本委員会の調査を一旦保留して、法100条の2に基づく学識経験者等に調査をさせることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手少数であります。</p> <p>よって、パワハラ疑惑に関する調査事項を、今後は、本委員会の調査を一旦保留して、法100条の2に基づく学識経験者等に調査をさ</p>

せることについては、否決されました。

次に、本委員会が引き続き調査を進め、事案の特定やパワハラの事実の解明が進んだ段階で、学識経験者等からご意見を伺うことについて、検討・協議することについて採決します。

パワハラ疑惑に関する調査事項について、本委員会が引き続き調査を進め、事案の特定やパワハラの事実の解明が進んだ段階で、学識経験者等からご意見を伺うことについて、検討・協議することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数でございます。

よって、パワハラ疑惑に関する調査事項を、本委員会が引き続き調査を進め、事案の特定やパワハラの事実の解明が進んだ段階で、学識経験者等からご意見を伺うことについて、検討・協議することに決しました。

次に、これまでの協議の中で出ました、パワハラ疑惑に関する調査を進める上で、回収されたアンケート内容を元に、対象の絞り込みや調査のポイントなどについて、法的助言者からの助言をいただき、各委員の共通認識を深める場が必要ではないかという意見が、先ほども出されたところであります。

私としてもその必要性を感じますので、委員会でという場を設けたいと考えます。会議の中では、個別の議案についての議論になりますので、非公開という形を想定していますが、この協議会の開催の日程等については…。

はい。訂正いたします。この開催の日程等につきましては、正副委員長に一任を願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、お諮りします。これから、証人喚問、聞き取り調査及び書面調査に関する協議を行うことに伴い、アンケートの内容に踏み込んだ協議も想定され、対象者の人権に最大限配慮する必要があることから、これから協議事項（2）から（4）までについては、本調査特別委員会運営要領の2（2）会議の公開等、委員会条例第20条に基づきまして、秘密会で協議することにしたいと考えております。

それでは、協議事項（2）から（4）について秘密会で協議することについて採決します。

協議事項（2）から（4）について、秘密会で協議することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、そのように決しました。

それでは、議員以外の傍聴を認めないこととします。一般傍聴者及

び報道機関の方々には、協議事項（2）から（4）について、秘密会で行い、その他から公開で行う見込みであることを申し添えまして、委員会室からの退出を求めます。休憩いたします。

(暫時休憩)

A large black rectangular redaction box covers the majority of the page content, starting below the header and ending above the footer. The redaction is approximately 85% of the page width and 80% of the page height.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

This image shows a page from a document that has been heavily redacted. The main body of the text is obscured by large, solid black rectangles. There are also three smaller black rectangles on the left margin, likely representing redacted sidebar or header information. The redacted areas are arranged vertically and overlap each other.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

This image shows a large grid of black rectangular bars on a white background. The grid consists of approximately 15 columns and 20 rows of bars. The bars are of varying widths, creating a pattern of horizontal and vertical lines. Some bars are taller than others, and there are several instances where a single bar spans multiple rows or columns. The overall effect is similar to a redacted document where sensitive information has been obscured by black bars.

The image consists of a grid of black horizontal bars of varying lengths, set against a white background. The bars are arranged in rows and columns, creating a pattern of vertical and horizontal lines. The lengths of the bars vary significantly, with some being very short and others extending almost across the width of the grid. The overall effect is a minimalist, abstract design.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

The figure consists of a 10x10 grid of black rectangular bars. Each bar is oriented horizontally and has a varying length. The bars are arranged in a staggered pattern, where each row's bars begin at a different position along the vertical axis than the row above it. The lengths of the bars also vary, creating a dynamic visual effect across the grid.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

A large black rectangular redaction box covers the majority of the page content, starting below the header and ending above the footer. The redaction is composed of several horizontal lines, with a larger central section and smaller sections at the top and bottom.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

The image consists of a grid of horizontal black bars of varying lengths, set against a white background. The bars are arranged in approximately 15 rows. In each row, there are two distinct groups of bars. The first group, located on the left, contains three bars of different widths. The second group, located on the right, contains a series of bars that are all the same width. The total height of the grid is roughly 80% of the page, and the width is approximately 60%.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

A large black rectangular redaction box covers the majority of the page content, positioned on the right side. The redacted area contains several horizontal black bars of varying lengths, suggesting the presence of text or data that has been obscured. On the far left edge, there are three smaller black rectangular redaction boxes, one near the top, one in the middle, and one near the bottom.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

This image shows a large, solid black rectangular area that appears to be a redaction or a placeholder for sensitive information. It covers the central portion of the page, from approximately y=100 to y=900 and x=100 to x=900. The rest of the page is white with minor scanning artifacts.

A vertical stack of five solid black rectangular boxes, each with a slightly irregular, hand-drawn-like texture. They are evenly spaced and extend from the top edge of the page down to the bottom edge.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

A large, solid black rectangular box occupies the bottom third of the page, indicating a redacted section of the document.

[REDACTED]

A solid black rectangular area representing a redacted section of the document.

[REDACTED]

10.1002/anie.201907002

10.1002/anie.201907002

Digitized by srujanika@gmail.com

[REDACTED]

Figure 1. A photograph of the original sample.

[REDACTED]

106

[REDACTED]

A large black rectangular redaction box covers the bottom half of the page content, starting below the "REFERENCES" section and ending above the "ACKNOWLEDGMENTS" section.

[REDACTED]

Page 1 of 1

ANSWER The answer is 1000. The first two digits of the answer are 10, which is the same as the first two digits of the dividend. This means that the divisor must be 100, because 100 times 10 is 1000.

10

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

Figure 1. The effect of the number of clusters on the classification accuracy of the proposed model. The proposed model is compared with the KNN classifier. The proposed model is able to achieve higher classification accuracy than the KNN classifier.

A large black rectangular redaction box covers the majority of the page content, starting below the header and ending above the footer.

[REDACTED]

The figure consists of a large grid of black horizontal bars on a white background. The grid is composed of approximately 15 columns and 20 rows of bars. The bars are of varying lengths, creating a visual pattern of horizontal lines. Some bars are longer, while others are shorter, suggesting a random or structured data representation. The overall appearance is that of a large, abstract graphic element or a placeholder for content.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

A large black rectangular redaction box covers the majority of the page content, starting below the header and ending above the footer. The redaction is composed of several horizontal lines, with some lines being solid black and others having a thin white border. There are also a few vertical lines on the left side of the redaction area.

The figure consists of a 10x10 grid of black rectangular bars. Each bar has a width of approximately one-tenth of the total grid width and a height of approximately one-tenth of the total grid height. The bars are positioned such that they overlap slightly, creating a dense, textured appearance. The grid is bounded by a thin black border.

Category	Completion (%)
0	100
1	~80
2	100
3	~70
4	100
5	~60
6	100
7	~50
8	100
9	100

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

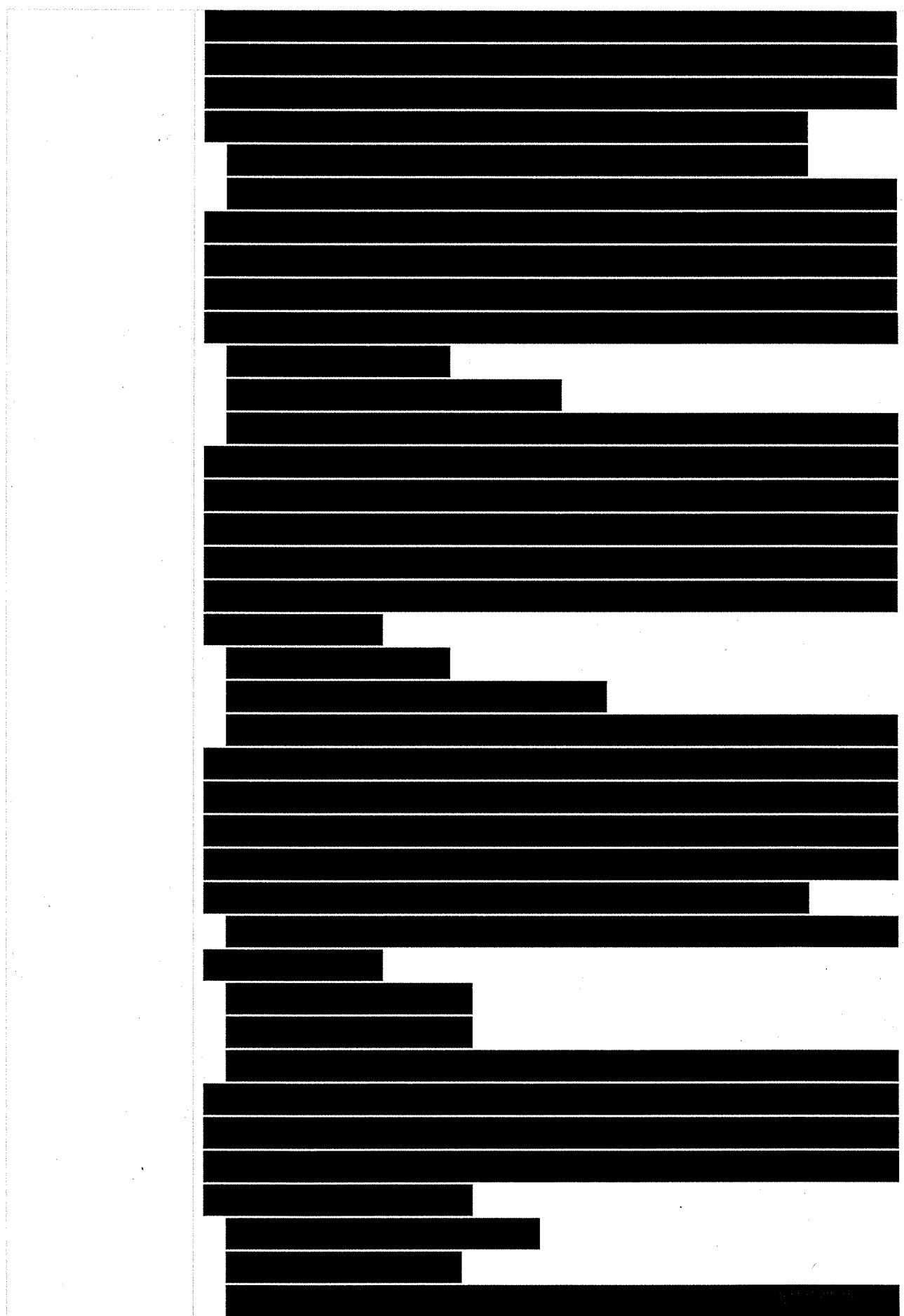
[REDACTED]

[REDACTED]

A large black rectangular redaction box covers the majority of the page content, starting below the header and ending above the footer. The redaction is composed of several horizontal lines, with some vertical lines visible on the left side where the redaction overlaps with the margin.

This image shows a large grid of black horizontal bars on a white background. The grid consists of approximately 20 columns and 30 rows of bars. The bars are of varying lengths, creating a pattern of horizontal lines across the page. Some bars are longer, spanning multiple rows, while others are shorter, appearing as single horizontal dashes. The overall effect is one of a heavily redacted or obscured document.

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録



再開します。これからその他に入ります。抗議文の返答についてお話しします。元支援者の方から、議長及び委員会に対して8月9日に提出された抗議文の返答について協議を行います。

前々回の委員会で、本抗議文に対しまして、返答することを決定し、返答文案については、法的助言者の助言も踏まえて、正副委員長で作成し、委員会に諮ることにしておりました。委員の皆さんには事前に返答文案を配付いたしておりますが、委員の皆さんからご意見ござりますか。よろしいですか。

それでは返答文案について採決いたします。

返答文案について、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めてます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。それでは皆さんからその他、何かござりますか。草島委員

冒一委進鳥島草

では、冒頭にお尋ねしようとした案件なんですけれども、山新社説で指摘された尾形委員の発言と委員長の見解。廣瀬明大講師からは、一般的に誘導尋問に該当する恐れが高いとの見解、また司法権の侵害という恐れもあるという形で取り上げられているわけです。

なので、先ほど尾形委員は、ご自分の認識のことをお話されていましたが、私がお伺いしたいのは、法的根拠のことをお伺いしたいわけ

佐藤博幸委員長	<p>で、誘導尋問ではない。また、司法権の侵害に当たらないとするならば、その法的根拠を明快に示していただきたい。これ、委員長、尾形委員に対して求めます。</p> <p>ただいま草島委員からお尋ねがございました。それで法的助言者からの見解は、前もってお伺いしておりました。この法的助言者からの見解は、裁判における誘導尋問は、争いのない事実の確認、例えば、氏名、住所や事実として、周囲から認識されている事実や記憶を喚起、または促す場合に用いる旨の助言がありました。</p> <p>委員長としての見解は、地方自治法で準用しております民事訴訟規則によれば、誘導尋問は原則として禁止されるが、他方で、適正な方法で用いられる限り、正しい供述を引き出したり、尋問の時間を節約する働きもあるとされているので、許容されると判断しました。</p> <p>以上でございます。はい。何かございますか、委員の皆さんから。</p> <p>はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>今正しい供述を引き出すためとおっしゃいましたが、この質問というのは、公選法に違反しているという事実はないか。不記載は違法か違法ではないかと、この質問自体が、司法権の侵害に当たる恐れがあると考えるんですが。いかがですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ただいまの質問についてですが、収支報告書に不記載であるという事実は一定期間あったわけですので、改めて、そこで司法の判断については、まだ仰いでいませんが、それは事実としては、今までもあったというふうに理解をしておりますので、そのことで、許容されるという判断をいたしました。はい、ほかに委員ございますか。</p> <p>はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>今よく分かんないんですけど、ご本人に対して不記載は違法か違法ではないかと。その尋ねは、司法権を侵害していませんか。私はその恐れがあると思いますが。もしよろしかったら法的助言者に確認してください。</p>
佐藤博幸委員長	<p>これは、私の見解として、まず最初に申し上げたいと思います。収支報告書に不記載であったという事実は動かしがたい事実だというふうに思います。改めて、司法の判断をそこで仰ぐということはまだしておりませんが、私は、そのように判断したということでございます。はい。お待ちください。いいですか。法的助言者のアドバイスもお願いしたいと思います。はい、法的助言者</p>
法的助言者	<p>草島先生おっしゃることは分かります。基本的に違法か違法じゃないかの認識っていうのは、意見を求める陳述にもなるかなと思っていて、あと私が、この前の尋問で感じたのは、やっぱり重複っていうこともあるかなあと思っていてですね、例えば、同じ質問をして、それに対して市長から同じような答えが返ってくるときに、例えばその質</p>

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

	間の仕方を変えてもらうとか、あと、これは重複なんで、もうこの辺でとか、あと違法かどうかの認識を聞くよりは、例えば、公選法の条文を知っていましたかとか、そういうような聞き方で工夫するなどしてやると、よかつたかなっていうのは、感じたところです。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	ということは、法的助言者も、この廣瀬先生の見解は、それに当たると。私も同感だという認識でよろしいですか。
佐藤博幸委員長 藤井正寿弁護士	はい、法的助言者 誘導尋問って、はいかいいえで答えられる尋問なので、はいかいいえで答えられる質問というのは誘導尋問になるんですよね。 ただ、実際、訴訟の現場で誘導尋問したから、すぐはい駄目ですっていうことに必ずなるかっていうとそうでもなくて、やっぱり、その重複がすぎるとか、ちょっともうそこまで聞かなくていいでしょっていうところで、やっぱりストップはかけたほうがいいのかなと。基本、誘導尋問は禁止されるってのはそのとおり、先生おっしゃるとおりで、なるべく誘導しないように、聞き方を工夫することが必要なのかなと思います。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。このことは。はい。じゃあ、進めます。はい、ほかに、その他で皆さんからご意見ござりますか。
石井清則委員	はい、石井委員 前回の委員会でもお尋ねしました情報の公開について、議事録、または会議の概要など、公開していくべきだという意見述べさせていただきました。前回から次の委員会まで変わって委員長の考え方、または委員会としての方針、どうなっているでしょうか。
佐藤博幸委員長	それでは、ただいまの石井委員からの会議録のホームページの公開等についてということでしたので、委員長の私の見解を申し上げます。 前回の委員会で、会議録の公開や委員への会議録の配付などについて意見が出され、協議の結果、委員会限りということで、会議録の写しを委員に順次配付している状況です。会議録の公開につきましては、一つ、秘密会の取り扱いについては、現在、証人への意向調査をしている最中で、協議が継続中であること。 2、本委員会では、今後もパワハラ疑惑に関する調査のための証人尋問や聴き取り調査などが予定されており、その都度、会議録を公開することは、今後の調査に影響を与えるおそれがあること。 3、本市議会では、委員会会議録は委員長報告や委員会経過報告書を作成するため、書記が作成しており、予算・決算特別委員会を除いては、反訳・製本の業務委託、ホームページ上の公開をしていない状況でありますので、常任委員会及び他の特別委員会と取り扱い等について整理をする必要があることなどを勘案しますと、現時点で、直

石井清則委員	<p>ちに会議録を公開する段階にはないものと考えております。しかしながら、私は決して公開すべきものではないという考えではなく、本委員会の調査の進捗状況を踏まえながら、適切な時期に会議録を公開できるよう、時期を見定めていきたいと考えているところでございます。はい、以上です。はい、石井委員</p>
佐藤博幸委員長	<p>しばらく公開はされていかないという考え方だと思うので。そういう考えになっているということなわけですね。実際、既に情報公開請求された方、私知っておりまして、出ております。つまり、一般の市民が、既に出そうと思えば、ホームページ上等々に、市の制度を使って、多少名前等が黒塗りにはなるとは思いますけれども、公にできる状況にあります。なのに、委員会としては出さないという考え方でよろしかったですね。</p>
石井清則委員	<p>はい。私も今石井委員が申し上げたおり、そのように認識はしております。しかし、これは、情報公開条例に基づく方法で取られた方法ですので、これ改めて委員会で、百条委員会ですね、判断すべきものではないと、そのことについてはですよ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>しかしながら、会議録の公開については、あくまでも百条委員会で協議をすべきものっていうふうに考えておりますので、別だというふうに考えています。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>もう1点。先日行われた広報広聴委員会の中で、委員会としては、いつでも出せる準備が整っているという、それだけ情報が欲しいという、見たいという、知りたいという市民が多くいるという中で、多分この委員会が、議事録の公開を認めてしまえば、もう広報広聴委員会すぐに反訳できて、委員に配られているわけですので、データ上でホームページで公開すること可能だと思います。それでもしないということですね。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。広報広聴委員長の本間議員から、ただいまの件については、口頭でお話を聞きしました。広報広聴委員会での結論という形ですね、お話を伺いましたので、私もそのことについては受け止めました。</p>
石井清則委員	<p>しかしながら、直ちに広報広聴委員会からそういったお話をあったとしても、百条委員会としては、直ちにこれを公開するという段階にはないというふうに考えておりますので、先ほど申し上げた3点の理由から、今日時点では、その公開は考えていないということでございます。はい、石井委員</p>
	<p>すいません。最後に確認ですけれども、委員会として議会として発信できる準備は整っている。そして、制度上、情報公開請求すれば、一般市民でも公開できる状況にある。でも、この委員会では出さないということでおろしかったですか。</p>

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	はい。
石井清則委員	分かりました。
佐藤博幸委員長	はい。繰り返しになりますが、先ほど申し上げたとおりでございますので、今日時点では、それを公開しないということでございます。ただ適切な時期を見て、公開するということでは、やぶさかではございませんので、その時点になりましたら、改めて、皆様にお諮りしたいというふうに思います。はい、石塚委員
石塚慶委員	今、お話しにありましたとおり、情報公開請求すれば出てくるような状況の中でですね、委員外議員への議事録の配付、議員が結果的に情報公開請求して手に入れるのかっていう部分あると思います。 委員外議員は秘密を傍聴できるような状況にある中で、今ここまで来ているのであれば、委員外議員には秘密会も含め、議事録の開示をしてもいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。
佐藤博幸委員長	ただいま石塚委員から提案がございました。前回までは、委員に限りということで、皆様にお渡し、手渡しをしておりますが、ただいまのご意見は、委員外議員も、改めて確認しますが、希望者ということでしょうか、それとも、委員外議員全員にということで、その辺のご意見はいかがですか。
石塚慶委員	希望者でよいかと思います。
佐藤博幸委員長	そうですか。ただいまのご意見は、委員外議員の希望があれば、会議録をお渡しすると。ただし、委員外議員限りにして欲しいということを申し添えてですね、お渡ししたいというふうに思いますが、このことについては、ほかの方のご意見いかがですか。はい、坂本委員
坂本昌栄委員	そうするとしたらですが、ちょっと確認ですが、先ほど証人尋問する中で、非公開で行う委員外議員も入れないというところがありましたよね。そこについては、もちろん委員外議員にも、それは情報公開をしないということで、確認でいいんですか。それとも、そうでありながら、委員外議員にも情報は、そこは公開するんですか。
佐藤博幸委員長	はい。ただいまの質問は、情報公開のことについてでしょうか。それとも百条委員会での会議録の公開ということでしょうか。どちらのことでしょうか。
坂本昌栄委員	会議録の公開をするときに、先ほど言っていた石塚委員が言っていた会議録を公開するときに、委員外議員にも傍聴ができないところがありますよね。今回。そこは、できないということでいいですか。それとも、そこもしてしまうのですか。
佐藤博幸委員長	これは会議録の秘密会にした非公開にした部分の公開というのは、情報公開条例の中でもですね、部分開示という方法がございますので、そういう方法なるかと思います。ただ、この百条委員会でも、やはり、それに倣った形で、やはり秘密会で特定の名前や事実が出たこと

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

	については、直ちに委員外議員に対しても、先ほどの委員外議員の出席を認めないという部分もありましたので、そういったことについては、伏せて、お渡しをするということになるかと思います。この答弁でいいかどうか、事務局としてはどうですか。事務事務局主幹
事務局主幹	その辺はあと委員会のご判断ですので、今日の協議で、委員外議員の傍聴も認めないっていう部分について、会議録をどうするかっていうのは、ちょっと委員会のですね、ご協議なるのかなということで、ちょっと事務局でこうしてくださいとかですね、ちょっとそれはちょっと持ち合わせていませんというかですね、委員会のご判断なのかと思います。
佐藤博幸委員長	はい。ただいま事務局主幹からお話をありましたように、この委員会に決めてくださいということでしたので、皆さんのご意見賜りたいと思います。はい、石塚委員
石塚慶委員	委員外議員も出席していない部分については伏せるでよいかと思います。
佐藤博幸委員長	ほかの委員の方、どうですか。いいですか。今の石塚委員の提案に基づきまして、委員外議員にも会議録を配付、お渡しをする。ただし、秘密会、非公開にした部分は、伏せた形でお渡しをすると。希望者ですね。はいどうぞ、石塚委員
石塚慶委員	秘密会でも委員外議員が入っている場合もございますので、まず、委員外議員に秘密にしている部分を除いては公開でいいんじゃないかなと思います。
佐藤博幸委員長	はい。私の言葉足らずでございました。会議録の公開、開示については、委員外議員が出席している場合と出席を認めてない場合がありますので、出席を認めていない場合は、それを伏せた状態でお渡しをするということにしたいと思います。これにご異議ございませんか。どうぞ。
	(「異議なし」と言う者あり。)
	よろしいですか。はい、石井委員
石井清則委員	異議はないんですけども、その秘密会で委員外議員が参加できる場合の議事録を入手した議員がその秘密会の情報を漏らした場合は、当然、罰則になるということによろしいですか。一応、確認です。
佐藤博幸委員長	はい。ただいまの石井委員からのお尋ねですが、私は今申し上げられました認識でおりますが、これでよろしいかどうか、事務局としてはいかがでしょうか。はい、事務局主幹
事務局主幹	現時点では秘密会がまだ保持されておりますので、その期間に漏洩っていうのが分かりましたら、それ懲罰の対象なるものと理解しております。
佐藤博幸委員長	はい。という答えでよろしいですか。はい、草島委員

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

草島進一委員	<p>この百条委員会の議事録の公開については、先日は4つの自治体の事例を取り上げて、私たちの非公開になっているのは非常識だというお話をさせていただきました。特別予算を組んでいる百条委員会、積極的に議事録公開をしている。これが4つの自治体の事例であります。それと9月26日に、市民の方から実名で、調査特別委員会議事録のウェブ上での即時閲覧を求める意見書というのが、議長と委員長宛に出ております。</p> <p>先ほどの委員長が示された、できない理由、秘密会については、これから開示していいか、これから私たち判断して、それは認めるんですが、そのほかのものについては、開示が拒まれる理由はどこにもない。積極的に開示すべきだと思います。ほかも、全然できない理由にはならない。120万円ですか、今年予算。特別予算を組んでの、この百条委員会で、毎回報道もされている。こういうことを踏まえれば、積極的に公開して然るべきだと思います。</p> <p>この市民から実名で出ている意見書については、ぜひ委員で共有していただきたいのと、委員長としてこの意見書に対して、どのように感じ、どのように対応していかれるか、お伺いしたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまのご意見は、2点あったかと思います。1点目については、この9月26日付の書面に基づいて、即時に公開すべきだという意見でした。2点目は、書面に対してどのように対応するのか、その見解を求めていらっしゃると思います。</p> <p>1点目についてですが、1点目は、先ほど申し上げた3点の事項に基づいてですね、同じく、この書面についても判断をしたいというふうに思います。</p> <p>それから2点目の9月26日付の書面は、返答を求められてもいませんし、ただ、この出された方のご意見として承っておきたいというふうに思っております。以上です。はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>実名で書かれた意見書について、何も反応しないってことですか。大事な意見書だと思いますよ。回答を求めてないから回答しないって、何か受け流すということなんですか。そういう姿勢は許されないでしょう。きちっと受けと止めて、即時閲覧できるように配慮すべきなんじゃないですか。配慮ないんですか。お伺いします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいま、お聞きされたことについては、繰り返しになりますが、現時点では即時ウェブ上に公開するということは考えておりません。理由は先ほどの3点でございます。</p> <p>そして、また先ほど申し上げましたように、この方の書面については、返答も求められていませんが、この方の意見としては受け止めたいというふうに思いますので、改めて、この方について返答したりということは、考えておりません。はい。以上です。</p>

令和4年10月17日 第15回 100条調査特別委員会 会議録

はい、ほかにございますか。ございませんか。その他の意見ござりますか。ございませんか。はい、ないようです。

以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れ様でした。